令和4年度 佐賀県教育施策実施計画

佐賀県教育委員会

目次

はじめに	P1~P2
令和4年度の重点的な取組	P3~P8
令和4年度 佐賀県教育施策実施計画(施策体系)	P9~P11
柱I 志を高める教育の推進	P12~P19
柱 II 確かな学力を育む教育の推進 知	P20~P26
柱皿 豊かな心を育む教育の推進	P27~P32
柱IV 健やかな体を育む教育の推進 体	P33~P38
柱V 多様なニーズに応じた教育の推進	P39~P48
柱VI 教育を支える人材の育成と環境の整備	P49~P58

巻末資料

P59~P77

- 教育施策実施計画の施策体系毎の令和4年度の主な事業 【P59~P63】
- 用語解説 【P64~P71】
- 持続可能な開発目標(SDGs) 【P72~P73】
- 佐賀県教育大綱 2019(概要) 【P74~P77】

はじめに

これからの我が国は、社会の在り方が劇的に変わる「Society 5.0 時代」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な予測困難な状況にある中、これまで以上に厳しい挑戦の時代を迎えるものと考えています。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大による令和2年3月の全国一斉休業から今まで、学校の様々な活動に大きな影響を受けました。このような中、「できるだけ学校活動を止めない」ということを基本スタンスとして、オンライン授業の活用等の様々な工夫や、感染症対策の徹底により対応してきました。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、学校活動の継続を図ります。

さて、本県では知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)、三つの調和の取れた「生きる力」を育みながら、子供たちが高い志を持ち、ふるさと佐賀に誇りを持った、様々な社会の変化に立ち向かうことができる、骨太のたくましい人材に育てる教育を目指していきます。

また、令和4年度の県政全体の大きなテーマとして「人づくり」が掲げられています。「教育」は正に「人づくり」であり、県政の中で非常に大きな役割と責任を担っていると受け止めています。

志を高める

その中でも、令和4年度は、教育が直面している様々な課題に正面から向き合っていくため「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」、「プロジェクトE」、「部活動改革プロジェクト」、「さがすたいるスクールプロジェクト」の4つのプロジェクトに重点的に取り組むこととしました。

「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」では、学校と地域との協働によって、県立高校の魅力や強みを徹底的に磨き上げ、それを積極的に発信することで、県内外からの志願者を増やし、学校や地域の活性化を目指します。

「プロジェクトE」では、「プロジェクトE」では、全国でもトップランナーであるICT活用 教育を更に進め、市町のGIGAスクール構想も全面的に支援し、県全体のICT活用の飛躍的な スキルアップを目指します。

「部活動改革プロジェクト」では、学校と地域との連携を強化した新しい部活の形「SAGA 部活」の実現を促進することで、生徒や指導者のチャレンジを応援します。

令和4年度から新たに取り組む「さがすたいるスクールプロジェクト」では、県が進める「さがすたいる」のコンセプトを学校にも取り入れ、「誰もが安心して学べるやさしい学校づくり」を進めます。

今回掲げた重点プロジェクトに果敢にチャレンジすることで、夢や目標を実現しようとする子供たちを全力で応援し、将来に向かって、佐賀県で学びたい、学んでよかったと思われるよう、しっかり取り組んでいきます。

また、国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げる 17 の目標は、未来を担う子どもたちを持続可能な社会の創り手として育むための重要な視点です。中でも、SDGsが掲げる目標 4 「質の高い教育をみんなに」の中に記載されているターゲット 4.7 「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進することは、SDGs の全ての目標の達成に直接・間接的につながるものと考えられます。

このため、県教育委員会では、引き続き学校教育において ESD を推進するとともに、「誰一人取り残さない社会の実現」という SDG s の理念を意識しながら、児童生徒に対し SDG s の理解を促す教育ができるよう取り組んでいきます。



本実施計画では、令和4年度の本県の教育施策に係る主な取組を示します。

本県教育に携わる者全てが、本実施計画をしっかりと認識し、日頃の教育活動において確実に取り組むことで県民の期待と信頼に応えられるよう、本県が目指す教育を推進していきます。

※ 県では、教育基本法第17条第2項に基づく本県の教育振興基本計画に、佐賀県総合計画2019(教育に関する部分)を充て、また、佐賀県教育施策実施計画は、県教育委員会が所管する取組を教育振興基本計画のアクションプランと位置付け、これらの計画に則って本県教育の振興に取り組みます。

令和4年4月 佐賀県教育委員会

令和4年度の重点的な取組



Copyright©2022 Saga Prefectural Board of Education. All Rights Reserved

令和4年度重点的取組

佐賀県教育委員会



児童生徒が高い志と理想、郷土への誇りをもって 困難に立ち向かっていくための 「生きる力」を育成します!

重点プロジェクト ~教育が直面する重要課題に正面から取り組む~

- **I 唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト**
- 2 プロジェクトE
- 3 部活動改革プロジェクト
- 新 4 さがすたいるスクールプロジェクト

☆「未来のさが」を担う教員の人材確保

I 唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト

~他には無いただ一つだけの魅力を持つ学校に~



地域を担う 人材育成

生徒の主体的な学び

教職員の意欲向上

生徒自らが学びたい 行きたい学校

教職員の強みを 活かした配置

唯一無二の誇り高き学校 の活 的 取 磨き上げ

積極的な 情報の発信



県内外からの 志願者の増加



カリキュラムマネジメント

学校の魅力

キャリア教育

体験的活動

地域協働活動

総合的な探究

【RI∼R3】地域とつながる高校魅力づくりプロジェクト

R3 SAGAハイスクールプロモーション

- ●地域との協働の活性化 ●生徒の自己肯定感UP
- ●学校と地域のチーム会議 ●教職員の意識改革
- 高校進学相談会 ●「地域みらい留学」への参画
- ●県立高校受験ガイドブック

令和4年度重点的取組

I 唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト

~学校の魅力を磨きあげる

SAGA唯一無二の学校魅力化実践事業

○ 地域社会に貢献できる有為な人材の輩出

~ ~地域社会と恊働した学校運営組織と新しい時代の教育内容実践をめざして~

(新)「SAGAコラボレーション・スクール」9校、 (新)「SAGAスマート・ラーニング」8校を指定

〇 学校魅力化アドバイザー 〇 学校魅力化コーディネーター 〇 学校魅力強化委員会 ●新しい視点 学校に何を求める 生徒の学び ・地域の思い 地域 企業 ●企画・運営・情報提供 ●各学校の魅力化の伴走 NPOなど ●ファシリテーション ●学校魅力化の評価 県立高校の魅力UP! 〇 県内外からの志願者の増加

I 唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト

~学校の魅力の情報発信を強化~

SAGAハイスクールプロモーション事業



5月

6月

7月~8月

2 学期以降

新 SAGA県立高校 進学ナビ

イベント告知・情報更新等・ SAGAハイスクール・ウェヒ゛ナー

拡充 高校進学相談会

高校体験入学

受験先決定

◆県立学 校紹介HP の開設

◆Z00Mによる学校説明会

◆県立高校受験ガイドブッ クの配布

◆県内5地区で進学相談

◆オンデマンドによる 学校紹介の配信

◆各学校の体験入学に参加



※ウェビナーはウェブとセミナーを合わせた造語 県立学校の県外募集

- ◆有田工業高校 (セラミック科・デザイン科) の全国募集「地域みらい留学」への参画 (R4年度2年目)
- ◆県外からの受験資格の拡大 (R4年度入学生徒より)

令和4年度重点的取組

2 プロジェクトE

~未来に向けて新しい価値を

生み出す「子ども」を育てる~

Phase3 Extension

更なる展開



Phase2 Evolution

進化

Phase | Establishment

確立

E-learning R2~ Everywhere R3~

- ・GIGAスクール構想支援 (市町立学校 | 人 | 台端末活用支援)
- ・日常的なオンラインツールを活用した授業実施 (著作物利用許諾事務の一括処理)
- ・佐賀県版英語デジタル教材の公開
- ・行事等のyoutube配信、ZOOMによる学校交

H24~

·電子黒板

·県立高校 | 人 | 台端 末



・コロナ禍におけるオンライン授業

・教育活動にオンラインツールを活

2 プロジェクトE

Phase2 Evolution [R4年度の主な取組]

- ・訪問支援、研修会の充実 エリアリーダー等配置
- •研究指定校拡大 3校→5校
- Webサイト「Eコネクト」新設 優良な活用事例を発信!



デジタル化による授業改善教育活動の継続

- ・デジタル教科書の拡充(県立学校)
- 佐賀県版英語デジタル教材の 機能拡充、活用推進
- ・県立学校のネットワーク環境の 高度化を推進(校内LAN更新)



令和4年度重点的取組

3. 部活動改革プロジェクト

~ 学校と地域の連携を深めた「SAGA部活」の体制を整備する! ~

R3年度:「SAGABUKATSUミライプロジェクト委員会」

<SAGA部活のコンセプト>

- 子供たちがスポーツや文化芸術に触れられる機会を確保 ⇒ 様々なパターンの活動を支援
- 子供たちや指導者、それぞれの想いを形にした部活動改革を推進 ⇒ 多様化するニーズに応じた体制を整備

学校の教育活動と連動しているなどのメリットがある学校部活動 の活動

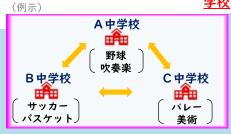


一貫指導体制などのメリットがある 地域クラブの活動

<学校型>

学校と地域が連携・融合した活動 <連携・融合型>

<地域型>







SAGA部活がSSP構想 の一翼を担う

SSP構想

3. 部活動改革プロジェクト

~ 学校と地域の力を結集して「SAGA部活」を推進 ~

部活サポーター (部活動指導員)の派遣

・専門性の高い地域の人材を 高校に派遣



生徒のニーズに対応

SAGA部活スペシャル サポーターの派遣

- ・トップアスリートによる講演や実演
- ・トップ指導者による技術指導



高い志をもった生徒の育成

学校/地域拠点型 クラブの支援

• 拠点型クラブへの広報支援 〈学校拠点〉 〈地域拠点〉





生徒の選択肢の拡大

地域運動部活動の推進 (スポーツ庁委託事業)



生徒の活動内容の充実

令和4年度重点的取組

4. さがすたいるスクールプロジェクト



誰もが自分らしく、心地よく過ごせる、 やさしいまちのスタイル"さがすたいる"

~学びたい誰もが、 安心して学べる、 やさしい学校~

学びたいに応える

夜間中学、定時制・通信制の検討

自分らしく学べる

校則・制服



不登校対策

特別支援教育の充実



県立学校への 生理用品の配置

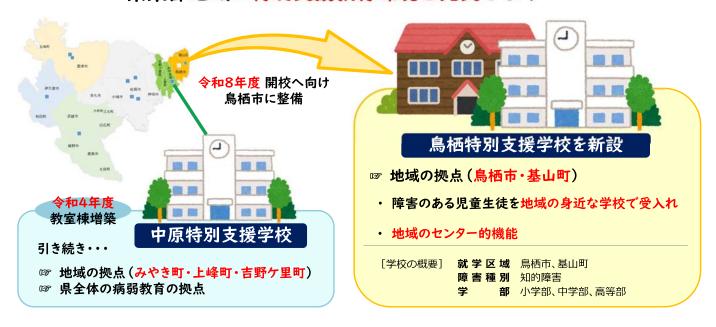
安心・快適に学べる



学校の設備改善等

4. さがすたいるスクールプロジェクト

~県東部地域の特別支援教育環境を充実します~



令和4年度重点的取組

☆「未来のさが」を担う教員の人材確保

教員採用選考試験を改善します!

採用選考試験の 受験者減少 小学校: 1.4倍 「さが」の魅力をアピールして多様な人材を

人材確保!

より多くのチャンスで、一人でも確実に!



2つの特別選考の新設

「さが」で教員として 働きたい!を実現

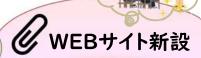
「さがUJI現職特別選考」 「さが離島特別選考」 を新設 ほかにも、大学・大学院推薦制度を導入



小学校教諭等 秋の採用選考試験_{実施}

> より多くのチャンスで 確実に!

一般試験の合格発表後に実施 セカンドチャンスで一人でも多くの受験者確保



「さが」の魅力、 「先生」の魅力を発信!

受験者への細やかな情報発信 若手教員も応援するサイトへ!

令和4年度 佐賀県教育施策実施計画(施策体系)

6つの柱と26の【課題・対応】、35の【取組方針】

≪柱≫

Ι

志

を

め

る

D

進

P12

P19

П

確

か

な

力

を

育

む

育 の 推

≪【課題·対応】≫

≪【取組方針】≫

少子化に伴う生徒の減少や県外の高校への進学者の増加等、社 会経済情勢の変化や生徒のニーズの多様化等の課題に対応し、生 徒が行きたい、保護者が行かせたいと思う特色・魅力ある学校づ くりを進める必要があります。

少子高齢化や人口減少、また IoT、AI 等をはじめとする技術革 新、グローバル化の一層の進展など大きな社会の変化が予想され る中、子どもたちが志を持って可能性に挑戦できるよう、確かな 学力を身に付けさせ、家庭や地域とも連携しながら、自己肯定感・ 自己有用感などを育み、自らの将来を主体的に創造できる力を育 成することが必要です。

肥前さが幕末維新博覧会などを通して、先人の功績や佐賀のよ さについて理解が深まってきており、引き続き、郷土学習の充実 を図る必要があります。

社会生活において求められる知識や技能、技術に関する教育の 充実を図ることにより、自分の夢や目標を意識し、より高い目標 の実現に向けて意欲的に取り組もうとする原動力を育成すること が必要です。

学校では、郷土学習や地域の教育資源などを活用した体験活動 が行われていますが、自分の夢や目標を高めるために、児童生徒 自らが、地域や全国で行われる様々な体験活動の機会を活用し、 さらに活動の幅を広げようと努力する気持ちを醸成する必要があ ります。

部活動を取り巻く現状について、生徒や保護者、教員の課題を 明確にし、各方面からその課題解決に向けた取組を進めて行く必 要があります。

- 各学校が地域と連携しながら自らの強みを磨き上 げるとともに、その魅力を積極的に発信することで、 県内外から生徒が集まる唯一無二の誇り高き学校づ くりを推進します。
- 児童生徒が夢や志を持ち、自分の可能性に挑戦す るために必要となる自己肯定感、自己有用感の育成 を目指し、一人一人の資質・能力を伸ばすことがで きる教育環境の充実や指導力向上などの取組を推進 します。
- 児童生徒の夢や目標の実現の基盤となる児童生徒 の「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、「主 体的な学習態度」の育成を目指し、授業改善や指導 力向上などの取組を推進します。
- 小・中・高等学校の発達段階に応じた郷土学習を 推進することにより、ふるさと佐賀への誇りや愛着 を持ち、佐賀のよさを語ることができる人材の育成 に取り組みます。
- 子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの 生き方について考え、希望する進路を実現できるよ う、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教 育の充実に取り組みます。
- 海外を含む様々な地域の人々との交流により、多 様な価値観や文化に触れ、広い視野を持ち自分の活 躍の場を考えられる人材の育成に取り組みます。
- 部活動が生徒にとって望ましいものとなるような 環境の構築と、学校の働き方改革も考慮した部活動 改革に取り組みます。

知

県調査や全国調査を活用した学力向上対策に取り組んでいます が、今なお地域間の学力差があり、授業改善が十分に進んでいな い学校があることから、各学校における学力向上のPDCAサイ クルを徹底し、授業改善をさらに推進していく必要があります。

○ 児童生徒の確かな学力の育成に向け、各学校にお ける学力向上の検証・改善サイクルの徹底を図りま す。

児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得 に加え、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育成するこ とが必要です。

- 新学習指導要領を踏まえ、教育の工夫や主体的・ 対話的で深い学び等を取り入れた各学校の指導法改 善の取組を推進します。
- 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取 り組みます。

学力向上に係る児童生徒一人一人の目標や課題に応じた教育活 動が組織的かつ効果的に展開できるよう学習環境を整備する必要が あります。

きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環 境の整備・充実を図ります。

P20~

進

P26

か

な

心を育む教

育

0

推

進

P27∼ P32

IV

かな体を育む

教

育の

学校は、道徳教育や体験活動、人権・同和教育などを中心とした教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいます。今後も、社会の中で、様々な人々と互いに尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、家庭・地域と連携しながら、取組の充実を図る必要があります。

○ 家庭・地域と連携しながら、引き続き、道徳教育 や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全 体での心の教育の充実を推進します。

子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。また、いじめは、周囲から見えにくい形で行われるなど、顕在化しにくいものもあります。そのため、いじめは「どの子どもにも起きるもの」という認識に立ち、子どもの様子の変化などに早いうちから気づき、対応しています。さらに、いじめを早期に発見するためには、教職員と児童生徒が日頃から信頼関係を築き、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めることが必要です。

○ 不登校の未然防止、早期対応及びいじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。

体

全国体力調査における体力合計点では、2018(平成30)年度は 全調査対象において全国平均値を上回ったものの、特に小学生女 子において、全国平均値を下回る状況が続いてきました。運動を 日常的に行わない児童生徒に対して、授業等を通して運動の特性 に触れさせるとともに運動の習慣化を図るために、小学校から高 等学校までの継続的な取組を推進していくことが必要です。

○ 各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるように支援するとともに、学校体育の充実や、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進を図ります。

生涯にわたってたくましく生きるために、健全な食習慣を身に付けることが重要ですが、食がもたらす健康への影響を意識していない児童生徒もいることから、児童生徒自身が望ましい食習慣の形成が大切である、という意識の定着につながるよう、学校の教育活動全体を通した食育を推進するとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育に取り組む必要があります。

○ 安全で安心な学校給食の実施や学校の教育活動全体を通した食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育の取組の推進を図ります。

感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解 決できない現代的な健康課題に対応していくためには、学校、家 庭、地域が連携した指導の充実を図る必要があります。 ○ 児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、保健管理や保健教育等の充実に取り組みます。

P33∼ P38

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守る ため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒 の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要があります。 ○ 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校における安全教育を推進します。

≪柱≫

≪【課題·対応】≫

≪【取組方針】≫

v

|ーズに対応し

の

P39~

P48

特別支援教育に関する理解の啓発とともに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加等に対応しながら、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。

近年の在留外国人の増加等グローバル化が加速する社会において、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成が求められるとともに、多様な人々との共生を可能とする資質と能力を育成する必要があります。

情報化、グローバル化が進展していくこれからの社会において 必要となる情報活用能力の育成や分かりやすく深まる授業の実 現等、教育の質を向上させるため、小学校から高等学校の各段階 に応じたICTの効果的な活用を図る必要があります。

子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。

佐賀県における多様なニーズに対応した学びを保障するため、多様で弾力的なスタイルの学校について検討を進める必要があります。

○ 特別支援学校の教育環境の整備や職業教育の充実、教職員等の専門性の向上、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施、特別支援教育の理解啓発などの取組を推進します。

- 海外からの留学生や学校交流等の受入れを促進するとともに、引き続き、海外留学や海外研修に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また中高生の体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。
- グローバル化に対応した教育を推進します。
- 帰国・外国人児童生徒等の個別最適な日本語指導・ 支援を行います。
- 教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・改善を行いながら、全県規模で I C T 活用教育「プロジェクトE」を推進します。
- 不登校の未然防止、早期対応を柱として、学校が 組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教 育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、 児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組 みます。
- 夜間中学の設置や定時制高校、通信制高校の充実 等、多様なニーズに応える学校について検討を進め ます。

るとともに、大学と連携し、指導力のある教員を養成します。また、教職の魅力を発信することで、教員を目指す人材の確保に努めます。

○ キャリアステージに応じた研修や教育課題に応じ

○ 教員採用選考方法を改善し、優秀な人材を確保す

- キャリアステーシに応じた研修や教育課題に応じた研修などを実施し、教員の資質向上に取り組みます。
- 学校現場における業務改善に取り組みます。
- 教職員の服務規律の徹底を図ります。
- 教職員人事評価制度の活用により学校の活性化や 人材の育成を図ります。
- 意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。
- 安全安心な学校施設、学習環境を整備します。
- 学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。
- 児童生徒が安心して学ぶことができるよう、学校 での新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、学校 教育活動の継続を図ります。
- 県立高校と市町等が協働し、地域活性化に資する 取組等を行うことにより、生徒に地域を愛する心を 育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用した特色ある学校づくりを推進します。
- 教育費に係る負担軽減を図るとともに、必要な人 に必要な額の育英資金が貸与できるよう制度の周知 を図ります。

国際化や高度情報化、いじめ等の諸課題へ対応していくため、 健康的でやりがいのある職場環境を整備し、教職員の多忙化の軽 減を図るとともに教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間 性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成が必要です。

児童生徒の学習及び生活の場としての安全・安心で質の高い環境づくりや教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・ 設備の充実が必要です。

登下校時や校内における事件、事故等から児童生徒を守るため、学校の危機管理体制を確立する必要があります。

今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化、生徒のニーズの 多様化等の課題に対応するため、その時々の教育課題に係る検 証・改善を行い、学校の活性化を図る必要があります。

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を核とした学校と 地域の連携・協働を図ることで、地域とともにある特色ある学校 づくりを進める必要があります。

修学にかかる家庭の経済的負担を軽減し、学ぶ機会を保障する必要があります。

教育を支える人材の育成と環境の整備

VI

P49~ P58

| 志を高める教育の推進

【担当】教育振興課、学校教育課、プロジェクトE推進室、保健体育課、教育センター

令和4年度のねらい

教育基本法に基づく第3期教育振興基本計画(2018~2022年度)では、「今後の教育政策に関する基本方針」として、5つの方針が掲げられています。その一つに「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」があります。

超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた技術革新が進展する中、いかに社会が変わろうとも「人生100年時代」を豊かに生きていくために、子どもたちが夢や目標を持ち、その実現のために取り組む気持ちである「志」を育て、高めていくことがこれからの教育の大切な取組となります。

そこで、佐賀県教育委員会は、子どもたちの「志」育成に資する施策に重点的に取り組んでいきます。

県立高校の活性化や魅力化を図るため、地域と連携・協働した取組の充実や、広報・情報発信の強化、 全国募集の促進等、各学校の強みを活かした特色づくりを行うことにより、唯一無二の誇り高き学校づ くりを推進します。

学力向上に関する施策などを通した教育現場の支援やその効果検証を通じて、指導方法の改善・充実 を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

グローバル化に対応した教育の推進については、海外からの留学生や学校交流の受入促進を図るとと もに、海外留学や海外研修を推進することにより、国際的な視野と外国語によるコミュニケーション能 力等を備えたグローバル社会を生き抜く人材を育成します。

地域や社会の発展を担う職業人の育成については、産学官の連携を図り、教育活動全体を通して、キャリア教育や基礎学力向上、高度資格取得等を推進するとともに、就職を希望する高校生や学校に対する的確な支援を行います。

学校における部活動は、スポーツや文化、芸術等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育む重要な役割を担っており、持続可能な部活動の環境整備に向けて改革を進めます。

目指す将来像

子どもたちが佐賀への誇りを胸に、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、高い志をもって生き生きと活動している。

課題・対応

- ① 少子化に伴う生徒の減少や県外の高校への進学者の増加等、社会経済情勢の変化や生徒のニーズの 多様化等の課題に対応し、生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思う特色・魅力ある学校づくり を進める必要があります。※
- ② 少子高齢化や人口減少、また IoT、AI 等をはじめとする技術革新、グローバル化の一層の進展など大きな社会の変化が予想される中、子どもたちが志を持って可能性に挑戦できるよう、確かな学力を身に付けさせ、家庭や地域とも連携しながら、自己肯定感・自己有用感などを育み、自らの将来を主体的に創造できる力を育成することが必要です。
- ③ 肥前さが幕末維新博覧会などを通して、先人の功績や佐賀のよさについて理解が深まってきており、引き続き、郷土学習の充実を図る必要があります。
- ④ 社会生活において求められる知識や技能、技術に関する教育の充実を図ることにより、自分の夢や目標を意識し、より高い目標の実現に向けて意欲的に取り組もうとする原動力を育成することが必要です。
- ⑤ 学校では、郷土学習や地域の教育資源などを活用した体験活動が行われていますが、自分の夢や目標を高めるために、児童生徒自らが、地域や全国で行われる様々な体験活動の機会を活用し、さらに活動の幅を広げようと努力する気持ちを醸成する必要があります。
- ⑥ 部活動を取り巻く現状について、生徒や保護者、教員の課題を明確にし、各方面からその課題解決 に向けた取組を進めて行く必要があります。※
- ※ 佐賀県総合計画 2019「課題・対応」に記載はないが、単年度の「課題・対応」として本実施計画上で設定

取組方針 及び 取組内容

①-1 各学校が地域と連携しながら自らの強みを磨き上げるとともに、その魅力を積極的に発信することで、県内外から生徒が集まる唯一無二の誇り高き学校づくりを推進 します。 (本実施計画で設定)

魅力と活力ある高校づくりの推進

・ 県立高校と所在する市町等が協働し、地域的課題の解決など地域活性化に資する取組や、地域ならではの資源や人材を活用した教育環境の向上への取組を行うことで、生徒が地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。(担当:教育振興課)

広報・情報発信の強化

- ・ 県内外の中学生等に県立高校の教育活動や魅力、入試情報、高校選択のポイントなどを分かりやすく的確に伝え、進学先として高校の姿をより具体的にイメージでき、確かな高校選択に繋がるよう、「SAGA 県立高校進学ナビ」(高校総合サイト)の開設、「SAGA ハイスクール・ウェビナー」(Web 高校説明会)、進学説明相談会の開催などにより積極的・効果的な情報発信を行います。(担当:学校教育課、プロジェクトE推進室)
- ・ 中学校等と県立高校との相互連携を促進し、定期的な情報交換会の開催などにより、中高間の情報連携体制を強化します。(担当:学校教育課、教育事務所・支所)

全国募集の促進

- ・ 高校の活性化を図るため、生徒の県外募集を行う高校のネットワークを活用し、特色ある学科を もつ高校における生徒の全国募集を促進します。(担当:教育振興課、学校教育課)
- ②-1 児童生徒が夢や志を持ち、自分の可能性に挑戦するために必要となる自己肯定感、自己有用感の育成を目指し、一人一人の資質・能力を伸ばすことができる教育環境の充実や指導力向上などの取組を推進します。 (本実施計画で設定)

自己肯定感、自己有用感の育成

・ 学校・家庭・地域の連携・協働の中で、児童生徒が様々な価値観に触れることで自分の良さや可能性に気づくきっかけを与えるとともに、日々の学校生活・学校行事等で物事に主体的に挑戦できるよう支援し、その経験や達成感を積み重ねることで、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。また、地域や家庭と連携して児童生徒を見守り、その成長を支えていきます。(担当:教育振興課、学校教育課)

- ・ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働し、様々な側面 から児童生徒の活動や頑張りをほめることで、自己肯定感や自己有用感を高め、地域全体で児童 生徒を見守り、その成長を支えていきます。(担当:教育振興課、学校教育課)
- ②-2 児童生徒の夢や目標の実現の基盤となる児童生徒の「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」、「主体的な学習態度」の育成を目指し、授業改善や指導力向上などの取組を推進します。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の改善充実

- ・ 教育課程研究集会等を通して学習指導要領の趣旨や内容を周知徹底するとともに、SDGs の理念を 踏まえながら円滑な実施・移行を図るための学校の取組等を支援することで、児童生徒一人一人 が学ぶことの意義を実感し、その資質・能力を伸ばすことができる学習環境の整備に努めます。 (担当:学校教育課)
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、教育課程研究集会等を通して周知・徹底を図り、目標に準拠した評価の確実な実施による指導と評価の一体化を推進します。(担当:学校教育課)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や SDGs の理念を踏まえた研究を行う小・中・ 高等学校を指定し、その成果の普及を図ることで、児童生徒の生きる力を育むとともに、学習指 導要領が目指す目的や内容に則った実践の推進に努めます。(担当:学校教育課)
- ・ 令和4年度に施行される高等学校学習指導要領(高校教育改革)及び令和3年から始まった大学 入学共通テスト(大学入試改革)等に対応した教科指導法の研修を実施したり、学校ごとの課題 に応じた教員研修を支援したりすることで、指導方法の改善・充実を進めていきます。(担当:学 校教育課、教育センター)
- ・ 学力向上を図るため、学年別・志望校別学習会、学科ごとの学習会、また、科学的思考力育成の ための理数教育の充実に取り組むことで、高校教育全体の学力向上を図ります。(担当:学校教育 課)
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた研究に学校の教員と協働して取り組むとともに、学習指導要領の 趣旨と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修の充実を通して、教員の指導力向上を図り ます。(担当:教育センター)

- ・ 外国語教育については、教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。(担当:学校教育課)
- ・ 外国語教育については、ALT等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に 確保するなど、言語活動の改善・充実及び指導内容・方法等の研究に取り組み、外国語(英語) を通じて主体的にコミュニケーションを図る態度を育成します。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校外国語活動・外国語については、英語教育専科指導教員の配置や英語が堪能な外部人材を 活用して研究を行う学校の研究成果の普及をすることで、教員の指導力向上や指導体制の充実な どを図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校理科については、理科専科指導教員を配置し、教員の指導力向上と指導体制の充実を図る とともに、児童の理科への興味・関心を一層高め、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を 図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校高学年専科指導教員については、教科を限定せず配置し、教員の指導力向上や指導体制の 充実などを図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校高学年における教科担任制については、学習が高度化する高学年において義務教育9年間 を見据えた専門性の高い教科指導を行います。(担当:学校教育課)
- ③-1 小・中・高等学校の発達段階に応じた郷土学習を推進することにより、ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語ることができる人材の育成に取り組みます。

さがを誇りに思う教育の推進

- ・ 中・高等学校において、郷土学習資料と映像資料を用いた学習活動を行うことにより、佐賀県の 歴史や文化、自然等に対する、生徒のより深い理解と興味・関心を高めます。(担当:学校教育課)
- ・ 高等学校における佐賀に関する講演会や小・中・高校生が郷土学習の成果を発表する場など、体験活動を活用する場を設けることにより、ふるさと佐賀県に対する誇りと自信を持つ児童生徒の育成を図ります。(担当:学校教育課)

④-1 子どもたちが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できるよう、県内産業界との連携を図りながら、キャリア教育の充実に取り組みます。

キャリア教育の充実

- ・ 小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる取組として、「キャリア・パスポート」(学びのプロセスを記述し、振り返ることができる教材)の活用推進に努めます。 (担当:学校教育課)
- ・ 高等学校では、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力や態度、勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育の一層の充実に努め、高校生の主体的な進路選択の実現を図ります。 (担当:学校教育課)
- ・ 地域の産業人からの講話やインターンシップなど、キャリア教育支援事業による取組を充実させ、 社会的・職業的自立に向けて求められる様々な基礎的・基本的な能力や態度の育成を図ります。 (担当:学校教育課)

地域産業を担う人材の育成

・ 県立専門学科高校等での産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成するため、県内就職を支援する支援員を県立専門学科高校等に配置し、地元佐賀県で働く魅力等を伝えるセミナーの開催や県内事業所見学、インターンシップの実施等を支援することによって、県内事業所と学校との連絡調整や関係づくりを進めます。(担当:学校教育課)

高校生の就職支援の充実

・ キャリア教育の推進やインターンシップ等の促進により、企業理解を深め、専門的な知識や技術 の向上を図るとともに、熟練技能者や卒業生等を学校に招き、産業界の求める人材、働く上での 心構えなどについて学ぶ機会を設けるなど、高校生の就職支援を行います。(担当:学校教育課)

社会情勢の変化に対応した人材の育成

・ 県内工業系高校で、デジタル化に対応した教育内容であるロボット技術について、教員の指導力 向上及び生徒の技術習得に重点的に取り組み、新しいニーズに対応した産業人材の育成を目指し ます。(担当:学校教育課) ⑤-1 海外を含む様々な地域の人々との交流により、多様な価値観や文化に触れ、広い視野を持ち自分の活躍の場を考えられる人材の育成に取り組みます。

海外からの留学生や学校交流の受入促進

- ・ 海外からの留学生や学校交流を希望する海外の学校と県内の受入校とのマッチング、留学生の学 校生活や学校交流の質を向上させるためのコーディネートを行います。(担当:教育振興課)
- ・ 海外からの留学生や学校交流の受入れを促進するため、ホストファミリーの新規獲得とともに、 ホストファミリーのバンク登録者によるホームステイ受入れを推進します。(担当:教育振興課)

海外留学、海外研修に対する支援

- ・ 海外への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中学生、 高校生の海外留学や海外研修を推進します。(担当:教育振興課)
- ⑥-1 部活動が生徒にとって望ましいものとなるような環境の構築と、学校の働き方改革 も考慮した部活動改革に取り組みます。 (本実施計画で設定)

持続可能な部活動に向けた改革の推進

- ・ SAGABUKATSU ミライプロジェクト委員会の議論を踏まえ、中学校、高等学校のそれぞれ の課題に対応した部活動改革を推進します。(担当:保健体育課)
- ・ 部活動改革のモデルとなる学校や地域を指定し、実践研究を進めます。(担当:保健体育課)

運動部活動の活性化

・ これまでの顧問の指導に加え、地域人材を活用することにより適切な指導を受けることができる 環境の整備や SSP 構想のもと知事部局と連携することで、生徒が県内で志をもって部活動に取り 組み、夢を実現することができる体制、環境を整備します。(担当:保健体育課)

文化芸術活動の活性化

・ 志をもって部活動に取り組む生徒が増え、県総文祭を核とした佐賀の文化芸術活動の活性化につなげるため、生徒の部活動の選択肢や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。(担当: 学校教育課)

指標

指標	指標名	基準値	目指す方向性 又は 目標			標
区分	7日7水1口	(18年)	19 年	20 年	21年	22 年
施策指標	全国調査の生徒質問紙の「将来 の夢や目標を持っている」への 回答で肯定的な回答をした中学 3年生の割合	71.3% (県) 72.4% (全国)	全国平均以上を目指す			
	自分にはよいところがあると 思う児童生徒の割合	小学校 県 83.5% 全国 84.0% 中学校 県 78.9% 全国 78.8%	全国平均 以上	全国平均以上	全国平均 以上	全国平均 以上
成果	ふるさと佐賀への誇りや愛着が ある県立高校3年生の割合	85.2%	85%	85%	85%	85%
指標	県内高校生の県内就職率	56.9%	58.0%	59.0%	65.0%	65.0%
	進路指導に対する県立高校3 年生の満足度	— (20年)	_	_	前年度 以上	前年度 以上
	地域や社会をよくするために何 をすべきか考えることがある生 徒の割合	39.5%	45%	50%	55%	60%
取組指標	全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童生徒の割合	小学校 76.5% 中学校 78.4% (17年 度)	小学校 78.0% 中学校 80.0%	小学校 79.0% 中学校 81.0%	小学校 80.0% 中学校 82.0%	小学校 81.0% 中学校 83.0%
	県立高等学校における佐賀の 歴史や文化などの講演会の実 施率	94.4%	100% を目指す	100% を目指す	100% を目指す	100% を目指す
	佐賀県児童生徒ふるさと学習コ ンクールの応募数	小中学校 23 作品 高等学校 6 作品	前年度よ り 増加	前年度より 増加	前年度より 増加	前年度より 増加
	キャリア教育支援事業における 評価の平均点(4点満点)	3.8 点 (17 年度末)	3.8 点 以上	3.8 点 以上	3.8 点 以上	3.8 点 以上

|| 確かな学力を育む教育の推進



【担当】教育振興課、教職員課、学校教育課、教育センター

令和4年度のねらい

学力向上に関する施策などを通した教育現場の支援やその効果検証を通して、指導方法の改善・充実を図るとともに家庭・地域との連携を一層強化するなど、これまでの取組の継続と徹底を図るとともに、その質を高めながら総合的な学力向上に努めます。

また、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成します。さらに、児童生徒に学ぶことについての目的意識や興味・関心を持たせて、学習意欲を向上させ、自ら課題に向かい解決する姿勢を身に付けさせます。こうした資質・能力を育むために、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

少人数授業やティームティーチングなどによるきめ細かな指導により教育の効果を高めていきます。

目指す将来像

すべての子どもたちが、自分のよさや可能性に気付き、学校や家庭、地域において、主体的に学習活動を行い、確かな学力を身につけている。

課題・対応

- ① 県調査や全国調査を活用した学力向上対策に取り組んでいますが、今なお地域間の学力差があり、 授業改善が十分に進んでいない学校があることから、各学校における学力向上のPDCAサイクル を徹底し、授業改善をさらに推進していく必要があります。
- ② 児童生徒の学ぶ意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育成することが必要です。
- ③ 学力向上に係る児童生徒一人一人の目標や課題に応じた教育活動が組織的かつ効果的に展開できるよう学習環境を整備する必要があります。

取組方針 及び 取組内容

①-1 児童生徒の確かな学力の育成に向け、各学校における学力向上の検証・改善サイクルの徹底を図ります。

県調査、全国調査の分析と結果の活用促進

- ・ 県調査(12月)を基幹調査、全国調査(4月)を中間評価として位置付けて実施し、その結果分析に基づく一年間の学力向上のPDCAサイクルを徹底し、児童生徒の実態に即した指導方法の工夫・改善を図ります。(担当:教育振興課、教育センター)
- ・ 県調査及び全国調査の結果について、大学関係者や有識者を交えた佐賀県学力向上対策検証・改善委員会において専門的な見地からの分析や課題の抽出を行うとともに、教育センターが提供する分析システムを活用した指導方法改善のための講座や管理職等向けの研修会を開催するなど、授業改善に向けて、各学校における調査結果の分析及び分析結果を活用した自立的な取組を促進します。(担当:教育振興課、教育センター)
- ・ 県調査及び全国調査の結果及び分析内容を児童生徒・学校・市町教育委員会に提供し、客観的な 結果に基づいた検証と課題の把握、改善に向けた取組が効果的に進められるよう、市町教育委員 会と連携・協力しながら、各学校の取組を支援します。(担当:教育振興課、教育センター)

学力向上対策の充実

- ・ 学校長のマネジメントの下、学力向上対策コーディネーターを中心とした、全教職員による「強化する4つの取組」の徹底を図り、学力向上対策を一層推進します。(担当:教育振興課)
- ・ 市町教育委員会と連携し、教育庁各課・室、教育事務所、教育センターが一体となり、学校の課題、県調査及び全国調査結果を踏まえた課題に対応した継続的・組織的な支援(オール教育庁による支援)を実施します。(担当:教育振興課、学校教育課、教育センター)
- ・ 学力向上推進教員を県内に 10 人配置し、勤務校や支援校及びその他の学校に対し、学力向上や教 員の授業改善等に向けた取組の支援を行います。(担当:教育振興課)

②-1 学習指導要領を踏まえ、教育の工夫や主体的・対話的で深い学び等を取り入れた各 学校の指導法改善の取組を推進します。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の改善・充実

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や SDGs の理念を踏まえた研究を行う小・中・ 高等学校を指定し、その成果の普及を図ることで、児童生徒の生きる力を育むとともに、学習指 導要領が目指す目的や内容に則った実践の推進に努めます。(担当:学校教育課)
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、教育課程研究集会等を通して周知・徹底を図り、目標に準拠した評価の確実な実施による指導と評価の一体化を推進します。(担当:学校教育課)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や SDG s の理念を踏まえた研究を行う小・中・ 高等学校を指定し、その成果の普及を図ることで、児童生徒の生きる力を育むとともに、新学習 指導要領が目指す目的や内容に則った実践の推進に努めます。(担当:学校教育課)
- ・ 令和4年度に施行される高等学校学習指導要領(高校教育改革)及び令和3年から始まった大学 入学共通テスト(大学入試改革)等に対応した教科指導法の研修を実施したり、学校ごとの課題 に応じた教員研修を支援したりすることで、指導方法の改善・充実を進めていきます。(担当:学 校教育課、教育センター)
- ・ 学力向上を図るため、学年別・志望校別学習会、学科ごとの学習会、また、科学的思考力育成の ための理数教育の充実に取り組むことで、高校教育全体の学力向上を図ります。(担当:学校教育 課)
- ・ 学習指導要領の趣旨を踏まえた研究に学校の教員と協働して取り組むとともに、学習指導要領の 趣旨と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修の充実を通して、教員の指導力向上を図り ます。(担当:教育センター)
- 外国語教育については、教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。(担当:学校教育課)
- ・ 外国語教育については、ALT等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に 確保するなど、言語活動の改善・充実及び指導内容・方法等の研究に取り組み、外国語(英語) を通じて主体的にコミュニケーションを図る態度を育成します。(担当:学校教育課)

- ・ 小学校外国語活動・外国語については、英語教育専科指導教員の配置や英語が堪能な外部人材を 活用して研究を行う学校の研究成果の普及をすることで、教員の指導力向上や指導体制の充実な どを図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校理科については、理科専科指導教員を配置し、教員の指導力向上と指導体制の充実を図る とともに、児童の理科への興味・関心を一層高め、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を 図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校高学年専科指導教員については、教科を限定せず配置し、教員の指導力向上や指導体制の 充実などを図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校高学年における教科担任制については、学習が高度化する高学年において義務教育9年間 を見据えた専門性の高い教科指導を行います。(担当:学校教育課)

授業改善の推進

- ・ 県内 10 中学校区の小・中学校及び義務教育学校を学力向上に取り組む研究校に指定し、同一中学校区内の小・中学校が連携して児童生徒の基礎・基本の定着や思考力・判断力・表現力を高める授業改善、調査問題や誤答分析を踏まえた授業づくり等の実践研究を行うとともに、その研究成果の県内への普及を図ります。(担当:教育振興課)
- ・ 市町と学校が実施する、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図る ことで、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分ではない生徒などの学力向上を図ります。 (担当:教育振興課)
- ・ 授業力に優れた教員による授業公開及び授業研究会を開催し、全国調査や県調査の結果を踏まえた思考力・判断力・表現力の向上に向けた授業改善等の推進と教員の指導力向上を図ります。(担当:教育振興課)
- ・ 単元を通して身に付けさせたい力を踏まえ、各時間の指導のねらいや単元の中での位置づけを明確にした授業づくりの工夫により、教員の指導力向上を図ります。(担当:教育振興課)

②-2 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

家庭や地域との連携推進

- ・ 家庭学習の手引きの活用を促進することにより、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。(担当:教育振興課)
- ・ 県PTA連合会等との連携を強化し、PTA関連の研修会への講師派遣などにより、家庭学習に 係る保護者、地域関係者への啓発活動を推進します。(担当:教育振興課)

③-1 きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。

少人数学級・ティームティーチングの実施

- ・ 小学校第4学年は、少人数学級を実施し、きめ細かな指導で児童一人一人の成長をサポートする ことで、自分に自信をもち、夢や目標を実現しようとする子供たちを育成していきます。(担当: 教職員課、学校教育課)
- ・ 中学校第1学年における少人数学級又はティームティーチングによる指導の選択制を実施し、きめ細かな指導を行うことで、学校生活や学習環境の変化になじめないことなどに起因する不登校が急増する等の、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、ひいては、学力の向上を図ります。(担当:教育振興課、教職員課)
- ・ 小学校第5学年及び第6学年、中学校第2学年及び第3学年においても、学校の希望に応じ、少 人数学級を実現できるようにします。(担当:教職員課、学校教育課)

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

・ 教員採用選考方法の工夫や改善・充実を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など、 様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員 の確保を図ります。(担当:教職員課)

校種間連携の推進による効果的指導法の構築

・ 幼・小・中・高の校種間連携の取組を支援し、発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方の相互理解を促進することで、子どもの学びの連続性を踏まえた効果的な指導法を構築します。特に、小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援するとともに、指導方法の工夫・改善に取り組みます。(担当:教育振興課、学校教育課)

・ 県内 10 中学校区の小・中学校及び義務教育学校を学力向上に取り組む研究校に指定し、校区内の 小・中学校が連携して児童生徒の基礎・基本の定着や活用力を高める授業改善、調査問題や誤答 分析を踏まえた授業づくり等の実践研究を行うとともに、その研究成果の県内への普及を図りま す。(担当:教育振興課)

佐賀大学との連携による取組

・ 佐賀大学との連携・協力事業の各プロジェクトによる具体的な取組を充実させていくことで、県内の学校教育上の課題の解決に努めます。(担当:教育振興課)

帰国・外国人児童生徒等の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制の充実

・ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が円滑な学校生活を送り、学習に取り組めるように、 児童生徒等の実情に応じた日本語指導の工夫・改善及び児童生徒の支援体制を整備し、その成果 の県内への普及を図ります。(担当:教育振興課)

指標

指標	指標名	基準値	目指す方向性 又は 目標				
区分	担信力	(18年)	19 年	20 年	21年	22 年	
施策指標	佐賀県小・中学校学習状況調査で、 期待正答率を超えた設問の割合	小学校 (R2 調査値) 中学校 (R2 調査値)	前年度の値を上回ることを目指す				
成果指標	全国調査で、全国上位の県との各 教科の平均正答率の差の校種毎の 平均値	小 学 校 6.5 中 学 校 7.3 (17年)	前年度より縮小	前年度より縮小	前年度 より縮小	前年度 より縮小	
	全国調査の児童生徒への質問で、 話し合う活動を通じて、自分の考 えを深めたり、広げたりすること ができている児童生徒の割合	小 学 校 76.5% 中 学 校 78.4% (17年)	小学校 78.0% 中学校 80.0%	小学校 79.0% 中学校 81.0%	小学校 80.0% 中学校 82.0%	小学校 81.0% 中学校 83.0%	
	全国調査の児童生徒への質問で、 授業時間以外に、普段、1日に1時 間以上学習する児童生徒の割合	小 学 校 64.6% 中 学 校 64.3% (17年)	小学校 65.0% 中学校 65.0%	小学校 66.5% 中学校 68.0%	小学校 68.0% 中学校 70.0%	小学校 69.5% 中学校 72.0%	

成果指標	中学校第1学年での少人数学級又はTTによる指導の選択制を実施した学校アンケートの「個別の学習支援が必要な生徒に対して、きめ細かな指導ができた」という項目に対し、「そう思う」と回答した学校の割合	77.8%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	小学校第2学年での少人数学級又 はティームティーチングの選択制 対象校へのアンケート項目「生活 習慣・学習習慣の定着ができてい る」の平均点	3.5 点	3.6 点	3.6点	_	-
	小学校第3学年での少人数学級対象校へのアンケート項目「児童が落ち着いた環境で授業を受けることができるようになった」の平均点	(21 年度)	_	_	3.6 点	3.6 点
取組指標	全国調査の学校への質問で、児童 生徒の姿や地域の現状等に関する 調査や各種データに基づき、教育 課程を編成し、実施し、評価して改 善を図る一連のPDCAサイクル を確立している学校の割合	小 学 校 91.3% 中 学 校 94.7% (17年)	小学校 94.0% 中学校 96.0%	小学校 96.0% 中学校 97.0%	小学校 98.0% 中学校 98.0%	小 学 校 100.0% 中 学 校 100.0%
	全国調査の学校への質問で、学校 全体の言語活動の実施状況や課題 について、全職員の間で話し合っ たり、検討したりしていると回答 した学校の割合	小 学 校 98.2% 中 学 校 86.1% (17年)	小学校 98.5% 中学校 90.0%	小学校 99.0% 中学校 93.0%	小 学 校 100.0% 中学校 96.0%	小 学 校 100.0% 中 学 校 100.0%
	放課後等補充学習支援事業実施校 数	63 校	前年度以上	前年度 以上	前年度以上	前年度 以上

III 豊かな心を育む教育の推進



【担当】教職員課、学校教育課、生徒支援室、人権・同和教育室、教育センター

令和4年度のねらい

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携しながら一層充実させるとともに、子どもの発達段階に応じた地域間交流や自然体験、集団宿泊活動、職場体験などの体験活動を実施することで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、国家・社会の形成者としての資質・能力を育むための主権者教育や人権に関する正しい知識と確かな人権感覚を身に付けさせ、自分と他者の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成するために、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づいた学校の組織 的な指導体制の強化とともに、家庭や地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然防止や早期 発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を更に充実させます。

不登校については、教育機会確保法及び基本指針を踏まえ、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化や不登校の状況に応じた社会的自立や学校復帰に向かうよう、段階的支援の在り方を 見直し、一層の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

目指す将来像

子どもたちが、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付けている。

課題・対応

- ① 学校は、道徳教育や体験活動、人権・同和教育などを中心とした教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心の育成に取り組んでいます。今後も、社会の中で、様々な人々と互いに尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、家庭・地域と連携しながら、取組の充実を図る必要があります。
- ② 子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家

庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。また、いじめは、周囲から見えにくい形で行われるなど、顕在化しにくいものもあります。そのため、いじめは「どの子どもにも起きるもの」という認識に立ち、子どもの様子の変化などに早いうちから気づき、対応しています。さらに、いじめを早期に発見するためには、教職員と児童生徒が日頃から信頼関係を築き、気軽に相談できる雰囲気づくりに努めることが必要です。

取組方針 及び 取組内容

①-1 家庭・地域と連携しながら、引き続き、道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を推進します。

道徳教育の推進

- ・ ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図り、生命を尊重する 心、思いやる心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性 の育成を図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 道徳教育に係る研究校及び加配校における成果の周知等を通して、各学校における道徳教育推進 教師を中心とした指導体制の強化と全体計画に基づく確実な実施を推進し、各学校での教育活動 全体を通じた道徳教育の一層の充実を図ります。(担当:学校教育課)
- ・ 道徳教育の研究校などにおいて、保護者や地域の方々が参加する道徳授業の在り方を研究し、その成果を県内の学校に広く紹介することで、保護者や地域と連携強化を図った道徳授業の取組を 推進します。(担当:学校教育課)
- ・ 県内すべての公立小・中学校及び義務教育学校において、「ふれあい道徳教育」を実施し、学校、 家庭、地域が連携した道徳教育を推進します。(担当:学校教育課)
- ・ 各学校の道徳教育推進教師や学級担任を主な対象とする研修会等を実施し、学習指導要領の趣旨・ 内容等に則った「特別の教科 道徳」が確実に実践されるよう努めます。(担当:学校教育課)

読書活動の充実

- ・ 朝読書や資料を活用した学習などに利用できる図書の充実や、公立図書館等との連携強化など、 学校図書館を拠点とした読書活動の充実に向けた取組を推進し、児童生徒の豊かな感性や想像力、 表現力などの育成に努めます。(担当:学校教育課)
- ・ 学校図書館を、各教科等における学習・情報センターとして活用する取組を推進し、児童生徒が 自発的・主体的に学習する態度の育成に努めます。(担当:学校教育課)

体験活動の推進

発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、 集団宿泊活動、職場体験活動などの取組を推進し、児童生徒の豊かな心を育みます。(担当:学校教育課)

人権・同和教育の推進

・ 管理職及び人権・同和教育担当者等を対象とした研修会の充実や人権・同和教育資料での基本的な認識の周知徹底、実践事例の提供などを行うとともに、家庭・地域と連携した人権・同和教育を推進します。教育活動全体を通して、児童生徒に同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい知識や確かな人権感覚を身に付けさせ、自他の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成します。これらの取組により教職員や児童生徒の人権意識を高め、人権に関する問題発生を未然に防止するとともに、人権に関する問題が発生した際には、個別の対応や助言などを行います。(担当:人権・同和教育室)

主権者教育の推進

- ・ 小・中・高等学校において主権者教育を推進し、国家・社会の形成者として求められる児童生徒 の資質・能力を育みます。また、高等学校においては、国の副教材の活用や選挙管理委員会等と 連携し、指導の一層の充実を図ります。(担当:学校教育課)
- ②-1 不登校の未然防止、早期対応及びいじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。

不登校対策の充実

- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を促すため、学校・学校以外の場において行う多様で適切な活動等 への支援の充実を図ります。(担当:生徒支援室)
- ・ 県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、不登校の状況に応じて小・中学校での別室対応への支援を行い、学校における不登校対策の充実のための取組を支援します。(担当:生徒支援室)
- スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な課題について、スクールソーシャルワーカーによる家庭や関係機関等と連携・協力する取組を支援します。(担当:生徒支援室)

- ・ 加配教員を配置し、教育相談主任等が学校の要となって不登校対策や教育相談業務に集中できる 環境をつくることで、不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行い、不登校児童生徒が社会的 自立や学校復帰に向かうよう、学校における不登校対策の取組を支援します。(担当:生徒支援室)
- ・ 教育支援センター「しいの木」の運営及び教育相談・訪問支援を拡充し、不登校児童生徒が社会 的自立や学校復帰に向かうよう支援します。(担当:生徒支援室、教育センター)
- ・ 県及び市町がそれぞれに設置する教育支援センター(適応指導教室)が相互に連携した取組を強化 し、教育支援センター(適応指導教室)等における効果的な取組などを共有するための協議会を開 催し、様々な関係機関等と連携して不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援し ます。(担当:生徒支援室)
- ・ 訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体と協働し、自宅にこもりがちな不登校児童生 徒の自宅を民間団体の支援員が訪問することで、社会的自立や学校復帰に向かうよう、計画的・ 継続的なカウンセリングやICTを活用した学習支援等を行います。(担当:生徒支援室)
- ・ 各中学校区におけるスクールカウンセラーなどを活用した研修会や連絡会等、小・中学校が連携 した取組を推進し、義務教育9年間を通した不登校対策の充実を図ります。(担当:生徒支援室)
- ・ 「長期欠席・不登校対策スタンダード」、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」等の不登校支援に関する資料を教育センターのホームページに集約するなど、資料活用による支援の充実を図ります。(担当:生徒支援室、教育センター)

教育相談体制の充実

- ・ 児童生徒が抱える不安や悩み、様々な問題に対応するため、県内すべての公立学校の児童生徒が、 スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備し、学校における 教育相談体制の充実を図ります。(担当:生徒支援室)
- ・ スクールソーシャルワーカーを、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の 取組だけでは解決することが困難な問題を抱えている児童生徒に対して、スクールソーシャルワ ーカーによる家庭や関係機関等と連携・協力した問題解決の取組を通して、教育相談体制の充実 を図ります。(担当:生徒支援室)
- ・ 児童生徒理解に基づき、個々が抱える不安や悩み、問題などに適切に対応したり、保護者の思い に寄り添い適切に支援したりするなど、教育相談に関する教職員の力量を向上するために研修の 充実を図ります。(担当:生徒支援室)

- ・ 365 日 24 時間、専任の相談員による電話相談窓口や、専用の web ページ上で相談できる環境を設置して、いじめ問題に悩む児童生徒や保護者が相談しやすい体制の充実を図ります。(担当:生徒支援室)
- ・ 保健室利用の児童生徒に適切に対応することができるよう、繁忙期等に会計年度任用職員(養護教論補助)や養護助教論を配置し、保健室の健康相談体制の充実を図ります。(担当:教職員課)

いじめ問題対策の充実

- ・ 佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、組織体制の充実及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進します。(担当:生徒支援室)
- ・ 元警察官等を専門人材として学校に派遣したり、少年サポートセンターなどの関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制を強化したりすることで、いじめ問題の未然防止や早期対応・早期解決等のための学校の取組を支援します。(担当:生徒支援室)
- ・ いじめの防止等のための研修会を開催し、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力の更なる向上を図ることで、各学校におけるいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を強化します。(担当:生徒支援室)
- ・ 365 日 24 時間、専任の相談員による電話相談窓口を設置し、さらに専用の web ページ上で相談できる環境を整備して、いじめ問題に悩む児童生徒や保護者が相談しやすい体制の充実を図ります。 (担当:生徒支援室)

生徒指導体制の充実

- ・ アンケート調査や面談などによる児童生徒理解に基づく指導・支援や、生徒指導上の諸課題の早期発見・早期対応はもとより、暴力行為などの発生時に組織的に対応できる体制の確立・強化を図る学校の取組を支援することで、学校における生徒指導体制の充実を図ります。(担当:生徒支援室)
- ・ 元警察官等を専門人材として学校に派遣したり、少年サポートセンターなどの関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制を強化したりすることで、いじめ問題や問題行動などの未然防止や早期対応・早期解決等のための学校の取組を支援します。(担当:生徒支援室)
- ・ 児童生徒の非行防止や犯罪被害の未然防止、また、いじめ問題など生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・早期対応のための研修会等を充実し、生徒指導に関する教職員の指導力や対応力の向上を図ります。(担当:生徒支援室)

指標

15 1 7 - ()	16175	基準値	目指す方向性 又は 目標			
指標区分	指標名	(18 年)	19 年	20年	21年	22 年
施策指標	規範意識や思いやる心を持っている児童生徒 の割合	小学校 70.3% (全国 68.0%) 中学校 71.1% (全国 71.6%)	全国平均以上を目指す。			
	公立小中学校の学校評 価「心の教育」に関す る項目の平均	3.3	3.5	3.5	3.5	3.5
	小学校、中学校の不登 校児童生徒数の割合	小学校 0.59% 中学校 3.74%	前年度 以下	前年度 以下	_	_
成果指標	学校内外の機関等において相談・指導を受けた不登校児童生徒数の割合	小学校 82.3% 中学校 78.3% (20年)		_	前年度 以上	前年度 以上
	いじめ問題への対応に 関する学校評価の状況	3.4 点 (17 年)	3.4 点	3.4点	3.4点	3.4点
	道徳教育の指導体制の 確立に関する質問への 回答(道徳教育推進教 師を中心とした指導体 制の確立に関する項目 で「そう思う」「どちら かといえばそう思う」 と回答した割合)	55.6% (18 年)	前年度よ り改善	前年度よ り改善	前年度よ り改善	前年度よ り改善
取組指標	ふれあい道徳の実施率	100%	100% を維持	100%を 維持	100%を 維持	100%を 維持
	訪問支援による社会的 自立(学校復帰)サポ ート事業により、支援 前と好転した児童生徒 の割合	83.3%	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上

IV 健やかな体を育む教育の推進



【担当】教職員課、生徒支援室、保健体育課、教育センター

令和4年度のねらい

児童生徒の健康や体力の向上については、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても 積極的に食育に取り組みます。

児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、学 校、家庭、地域が連携した指導体制を整備します。

登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全 計画に基づいて、児童生徒の危険予測、危機回避能力等を向上させます。

目指す将来像

子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、必要な健康や体力並びに自らの安全を守る ための能力を身につけている。

課題・対応

- ① 全国体力調査における体力合計点では、2018 (平成30) 年度は全調査対象において全国平均値を上回ったものの、特に小学生女子において、全国平均値を下回る状況が続いてきました。運動を日常的に行わない児童生徒に対して、授業等を通して運動の特性に触れさせるとともに運動の習慣化を図るために、小学校から高等学校までの継続的な取組を推進していくことが必要です。
- ② 生涯にわたってたくましく生きるために、健全な食習慣を身に付けることが重要ですが、食がもたらす健康への影響を意識していない児童生徒もいることから、児童生徒自身が望ましい食習慣の形成が大切である、という意識の定着につながるよう、学校の教育活動全体を通した食育を推進するとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育に取り組む必要があります。
- ③ 感染症、アレルギー疾患、性に関する問題等、学校だけでは解決できない現代的な健康課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が連携した指導の充実を図る必要があります。

④ 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要があります。

取組方針 及び 取組内容

①-1 各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるように支援するとともに、 学校体育の充実や、合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進を図ります。

体力向上へ向けた学校の取組の充実

- ・ 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握することで、課題に応じた体力向上に取り組むよう、体育主任研修会等において実践例の共有等の支援を行います。(担当:保健体育課)
- ・ 運動に対する意欲を高め、運動に親しむ契機となることを目指し、小学生を対象とした「スポーツチャレンジ」や「体力向上優良校等の表彰」等を実施し、体力・運動能力向上へ取り組む機運を醸成します。(担当:保健体育課)
- ・ 「スポーツチャレンジ」については、参加校の取組状況(県内参加校の中での順位)が、ホームページに速やかに表示されるランキングシステムを導入することにより、児童の参加意欲を喚起し、参加校の増加に繋げます。また、「さがんキッズ体力アップ記録カード」により体力の状況を家庭と共有するなどして、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康な体つくりを推進します。(担当:保健体育課)

学校体育の充実

- ・ 教員を対象とした講習会や研修会を実施し、学習指導要領の理念や基本方針、改訂の趣旨及び内容の理解を深めることで、専門的な指導力向上を図ります。(担当:保健体育課)
- ・ 小学校の体育授業に授業協力者を派遣し、児童が意欲的に取り組める指導の在り方等について指導・助言を行うことで、指導内容の充実や教員の資質向上を図ります。(担当:保健体育課)
- ・ 中学校においても、教員の指導力向上や授業協力者との連携を図り、指導の充実を推進することで、体育授業(武道及びダンス)の効果的で安心・安全な実施に取り組みます。(担当:保健体育課)

運動部活動の推進

・ 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、生徒の健全な心身の発達に対する教育的効果も大きいことを踏まえ、各種研修会・会議等を通し、適切な部活動の在り方として

科学的知見にたった合理的かつ効率的・効果的な運動部活動の推進・振興を図ります。(担当:保健体育課)

- ・ 高等学校の運動部活動に部活サポーター(部活動指導員)及び外部指導者を派遣することで、運動部活動の推進を図ります。さらに、運動部活動の顧問及び部活サポーター等を対象とした研修会を実施することで、適正な活動や指導力の向上を図ります。(担当:保健体育課)
- ・ 学校体育団体が行う強化練習会や強化合宿、アドバイザーコーチ招へい等の取組を支援することで、学校スポーツ競技力の向上を目指します。(担当:保健体育課)

全国高等学校総合体育大会北部九州総体開催への対応

- ・ 令和6年度全国高等学校総合体育大会北部九州総体の開催に向け、福岡県・長崎県・大分県との 連絡調整や先催県の視察・事後調査、本県の大会準備委員会の設立準備など、開催に向けた体制 整備を進めます。(担当:保健体育課)
- ②-1 安全で安心な学校給食の実施や学校の教育活動全体を通した食育を行うとともに、各学校で家庭や地域との関わりを充実し特色豊かな食育の取組の推進を図ります。

安全安心な学校給食の実施

- ・ 全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごせるように食物アレルギーやアナフィラキシー等について正しく理解するため、リスク管理や緊急対応に関する研修を実施するなど、教職員の資質向上に取り組みます。(担当:保健体育課)
- ・ 栄養教諭や学校栄養職員等を対象とした異物混入防止対策についての研修会を実施するなど、市 町教育委員会や学校、民間業者が一体となって異物混入の防止を図ります。(担当:保健体育課)
- ・ 食中毒や感染症、窒息事故等の未然防止や発生時に適切で迅速な対応ができるよう、栄養教諭や 学校栄養職員等を対象とした研修会を実施するなど、教職員の資質向上に取り組みます。(担当: 保健体育課)

食育の充実

- 各学校において、食育を推進するための運営組織が整備され、「食に関する指導の全体計画」に基づき、食育推進の意義や役割を踏まえた創意ある食育指導が実践されるよう、学校の取組状況を把握し、必要に応じ指導するなど、各学校の取組を推進します。(担当:保健体育課)
- ・ 児童生徒が、栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、生活を コントロールできるよう食の自己管理能力の育成に取り組み、「健康に食事は大切である」と考 え、行動することを目指します。(担当:保健体育課)

- ・ 学校給食を活用し、教科等における食に関する指導及び児童生徒のバランスの良い食事の基本や食生活を含めた生活習慣等の習得を図るとともに、地場産食材の利用拡大に取り組みます。(担当:保健体育課)
- ・ 児童生徒が望ましい食習慣を身に付けるために、「早寝・早起き・朝ごはん実践リーフレット」 等の食育教材を活用し、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。(担当:保健体育課)
- ・ 学校における食育を推進するため、食育実践例や現場の課題解決の取組事例等を取り入れた研修会、地区別の食に関する指導の実践発表と授業研究会を実施しながら栄養教諭等の資質向上に取り組みます。(担当:保健体育課)

栄養教諭の配置

- ・ 学校における食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭を配置し、食育の充実を図ります。 (担当:教職員課)
- ③-1 児童生徒の健康の保持増進を図るため、家庭や地域の関係機関等との連携により、 学校保健計画に基づき、保健管理や保険教育等の充実に取り組みます。

学校保健の推進

- ・ 学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の生活のリズムを整えるなど、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。(担当:保健体育課)
- ・ 体系的な研修を通して、養護教諭としての専門的知識の習得や実践的指導力の向上を図るととも に、学校保健活動の中核となる養護教諭の育成を図ります。 (担当:教育センター)

性に関する指導の推進

- ・ 性に関する指導を学校保健計画に位置付け、体育科・保健体育科をはじめ、生活科や家庭科、理 科、総合的な学習の時間、道徳、学級活動等において指導の内容との関連を図りながら、学校教 育全体を通し、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。(担 当:保健体育課)
- ・ 公立中学校・高等学校・特別支援学校及び希望する公立小学校に、学校医及び産婦人科医等の専門家を派遣して講演会を行うことで、生徒が性に関する正しい知識を習得するとともに、自他の生命や個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなどの適切な行動を取ることができるようにします。(担当:保健体育課)

- ・ 教員を対象とした研修会を実施し、性に関する指導に造詣の深い講師による講演や各学校の実践 発表、グループワーク等を通して、教員の指導力向上を図ります。(担当:保健体育課)
- ・ 県立学校の女子トイレ等に生理用品を配置することで、様々な理由により事前に生理用品を準備できない生徒に対し、生徒が必要なときに心理的負担を感じずに、より安心して生理用品を利用できるようにします。(担当:保健体育課)

がん教育の推進

- がん教育の推進校において、がん教育の内容や効果的な指導方法の実践研究を行うとともに、その成果を各学校で活用するなど、学校におけるがん教育を推進することで、児童生徒が、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにします。(担当:保健体育課)
- ・ 推進校以外にも、県内の学校に医師やがん患者、がん経験者等の有識者を外部講師として派遣し、 多数の学校でがん教育に触れる機会を増やすことで、県内のがん教育の更なる推進・普及を図り ます。(担当:保健体育課)
- ④-1 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校における安全教育を推進します。

安全教育の推進

- ・ 避難訓練を含む様々な安全教育を学校安全計画に位置付け、体育科、保健体育科をはじめ、生活 科、理科、社会科等の関係教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、道徳科、特別活動 等において指導の内容との関連を図りながら、学校教育活動全体を通じ、様々な緊急時を想定し た危機回避能力を身につける学校安全に関する教育を推進します。(担当:生徒支援室)
- ・ 学校安全計画の検証・改善を適切に行い、学校生活の安全管理の充実を図るとともに、関係機関、 地域、保護者と連携の上、通学路の合同点検や防犯・交通安全教室などを実施することで、通学 路の安全性の確保及び登下校時の安全に関する指導の充実を図ります。(担当:生徒支援室)

指標

指標	指標名	基準値		目指す方向は	性 又は 目標	Ħ.
区分	1日1示4口	(18年)	19 年	20 年	21 年	22 年
		小5男子				
		54.79 点				
		(全国 54.21)				
		小5女子				
		55.94 点				
施策	全国体力調査における体力合計点	(全国 55.90)	全国平均值	直以上を目指す		
指標	王国代刊品记代初8771日日11/1/1	中2男子	工四十分順		0	
		43.04 点				
		(全国 42.18)				
		中2女子				
		51.08 点				
		(全国 50.43)		1	1	,
		小5男子				
		91.0%	91.5%以上	91.5%以上	91.5%以上	91.5%以上
		(全国 91.5%)	01.0%2/1	0110702	01.0%2	01:0%5/1
		小5女子				
		90.6%	92.7%以上	92.7%以上	92.7%以上	92.7%以上
	「健康に食事は大切である」と考	(全国 92.7%)				
	える児童生徒の割合	中2男子				
H 45		90.3%	90.3%以上	90.3%以上	90.3%以上	90.3%以上
成果 指標		(全国 90.3%)				
1日1示		中2女子	00 00/11	00.08/51	00.00/1/1	00.00/11/1
		88.4%	88.2%以上	88.2%以上	88.2%以上	88.2%以上
		(全国 88.2%)				
	学校保健委員会を年1回以上実施	99.7%	100%	100%	100%	100%
	する学校の割合	001170	100%	100%	100%	100%
	モデル地域として災害安全教育に	0 + ===	4	o =t====	o +====	1 0 ±mr
	取り組む市町教育委員会の数	2 市町	4 市町	6 市町	8市町	10市町
	 スポーツチャレンジへ参加する学		102 校	102 校	102 校	102 校
	校数	102 校	以上	以上	以上	以上
			.,,	-> 1_1	7,11	,,,,,,
取組	学校の実情に応じた食育を「食に	1.000/	1000	1.000/	1000	1000
指標	関する指導の全体計画」に位置付	100%	100%	100%	100%	100%
7 - 1/3	け実践する学校の割合					
	 性に関する指導支援事業を実施し					
	た学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%

V 多様なニーズに対応した教育の推進

【担当】教育総務課、教育振興課、特別支援教育室、学校教育課、プロジェクトE推進室、 生徒支援室、教育センター

令和4年度のねらい

特別支援教育の充実については、特別支援学校の児童生徒の増加等に対応するため、教育環境を整備するとともに、障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するため、キャリア教育及び職業教育の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教職員等の専門性の向上を図るとともに、地域における特別支援教育に関する理解啓発を推進します。

グローバル化に対応した教育の推進については、海外からの留学生や学校交流の受入促進を図るとと もに、海外留学や海外研修を推進することにより、国際的な視野と外国語によるコミュニケーション能 力等を備えたグローバル社会を生き抜く人材を育成します。

また、多様な背景を持つ帰国・外国人児童生徒等が、適切な支援を受け、学校生活や社会生活を円滑に送ることができるよう、関係機関と連携し支援体制を構築するとともに日本語指導の充実に取り組みます。

ICT活用教育「プロジェクトE」の推進については、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現、危機事象時を含めあらゆる状況を想定した子どもたちの学習機会の確保を目指し、教育方法や学校運営を含む教育活動全体のデジタル化を一層進めます。

不登校については、教育機会確保法及び基本指針を踏まえ、未然防止や早期発見・早期対応のための 体制の充実・強化及び不登校の状況に応じた社会的自立や学校復帰に向かうよう、段階的支援の在り方 を見直し、一層の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

多様なニーズに対応した学校については、小学校、中学校、高等学校等で十分な力を発揮できなかった人や、働きながら学ぶ人が、学び直したり目標を見つけてチャレンジしたりすることを支援する多様な学校の検討を進めます。

目指す将来像

障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で一人一人のニーズに対応したきめ細かな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身に付けている。

次代を担う子どもたちが、国際化や情報化など社会情勢の進展に対応した資質、知識、技能、課題解 決力を身に付け、多様な価値観を認め合っている。

課題・対応

- ① 特別支援教育に関する理解の啓発とともに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加等に対応しながら、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援を行い、自立と社会参加を促進するため、特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。
- ② 近年の在留外国人の増加等グローバル化が加速する社会において、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力を備えたグローバル社会を生きぬく人材の育成が求められるとともに、多様な人々との共生を可能とする資質と能力を育成する必要があります。
- ③ 情報化、グローバル化が進展していくこれからの社会において必要となる情報活用能力の育成や分かりやすく深まる授業の実現等、教育の質を向上させるため、小学校から高等学校の各段階に応じた ICT の効果的な活用を図る必要があります。
- ④ 子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、そのため、不登校の児童生徒数は、増加傾向にあります。不登校への対応にあたっては、児童生徒一人一人に寄り添った支援が大切であり、家庭や地域、関係機関等と連携しながら支援していく必要があります。
- ⑤ 佐賀県における多様なニーズに対応した学びを保障するため、多様で弾力的なスタイルの学校について検討を進める必要があります。※
- ※ 佐賀県総合計画 2019「課題・対応」に記載はないが、単年度の「課題・対応」として本実施計画上で設定

取組方針 及び 取組内容

①-1 特別支援学校の教育環境の整備や職業教育の充実、教職員等の専門性の向上、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施、特別支援教育の理解啓発などの取組を推進します。

特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・ 児童生徒の増加により教室不足が顕著となっている特別支援学校については、設置基準を踏まえ、 教育環境の改善を図っていきます。(担当:教育総務課、特別支援教育室)
- ・ 新たな特別支援学校として、九千部学園跡地を有効活用した「鳥栖特別支援学校」を整備することにより、県東部地区の特別支援教育環境の充実を図ります。(担当:教育総務課、特別支援教育室)
- ・ 県立特別支援学校6校においてスクールバスを運行することで、自力での通学が困難な児童生徒 の通学を支援し、保護者等の送迎に係る負担軽減を図ります。(担当:特別支援教育室)
- ・ 新学習指導要領の趣旨や内容の周知を徹底し、各特別支援学校の校内研究や授業研究、外部人材 を活用した研修会等を通して、各障害種に係る教職員の専門性の向上を図ります。(担当:特別支 援教育室)
- ・ 就業体験や就職の受入れ企業等の開拓を進めるとともに、一般就労への意欲を高めるような進路 指導と能力や適性に応じた就労支援に取り組みます。(担当:特別支援教育室)
- ・ 就業体験や企業現場における作業学習、ジョブティーチャー派遣による作業学習等の充実を図る とともに、企業等からの助言・指導を踏まえた支援・指導方法の改善など、企業等と連携した取 組を推進します。(担当:特別支援教育室)
- ・ 知的障害高等部の職業コースにおいては、就職を前提とした専門的な教育に取り組むことで一般 企業への就職を希望する生徒の職業自立をより一層推進します。(担当:特別支援教育室)

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

・ 増加の著しい特別支援学級及び通級指導教室の担当教員を含む全ての教員の指導力向上を図るため、関係部署と連携しながら、県内の実情及び課題を踏まえた研修の充実を図ります。(担当:特別支援教育室、教育センター)

- ・ 特別支援教育の核として活動することが期待される教員を対象に、法規を含めた基礎理論、専門 知識・技能等に関する特別支援教育アドバイザー養成研修を実施することにより、市町及び各小・ 中学校、義務教育学校における特別支援教育の推進を支援します。(担当:特別支援教育室、教育事 務所)
- ・ 小・中学校等からの学びの連続性と、高等学校における生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援の充実を図るため、県立高等学校における通級指導教室の拡充に向けて、学校と関係課で協議を進めます。(担当:特別支援教育室、教職員課、学校教育課)
- ・ 障害のある児童生徒等への一貫した支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター地区 別連絡協議会を開催することにより、教職員の専門性の向上を図るとともに、各学校種間の情報 の共有及び引継ぎを促進します。(担当:特別支援教育室)
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員全体の特別支援教育に関する専門性向上を支援するとともに、効果的な校内支援体制の構築を図るための助言等を行うことで、幼稚園、小・中学校、高等学校等における校内支援体制の充実を図ります。(担当:特別支援教育室)
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、「障害のある子どもの学校生活支援事業」 や特別支援教育エリアリーダーを活用し、幼稚園、小・中学校、高等学校等に巡回相談員や専門 家を派遣することにより、発達障害を含む障害のある児童生徒等の支援に係る専門性の向上と校 内支援体制の整備を支援します。(担当:特別支援教育室)

インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実

- ・ 市町教育委員会と連携しながら、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校等との居住地校交流を推進し、保護者や地域住民等への理解啓発を図ります。なお、ウイズコロナ、アフターコロナを踏まえ、間接的な交流を含めた居住地交流を推進していきます。(担当:特別支援教育室)
- ・ 就学前からの教育相談の充実など、教育支援体制を整備する市町教育委員会に対し、適切な就学 に係る情報を提供するなどの支援を行います。(担当:特別支援教育室)
- ・ 就学先の決定や合理的配慮について、市町教育委員会と保護者の合意形成が図られるよう、市町 教育委員会と連携し、必要な支援を行います。(担当:特別支援教育室)
- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた研究及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた研 究の成果を生かした学校への支援を行っていくことで、学校における特別支援教育の更なる理解 啓発を進め、取組の充実を図ります。(担当:教育センター)

②-1 海外からの留学生や学校交流等の受入れを促進するとともに、引き続き、海外留学 や海外研修に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また 中高生の体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した 教育方法の調査・研究を行います。

海外からの留学生や学校交流の受入促進

- ・ 海外からの留学生や学校交流を希望する海外の学校と県内の受入校とのマッチング、留学生の学校生活や学校交流の質を向上させるためのコーディネートを行います。(担当:教育振興課)
- ・ 海外からの留学生や学校交流の受入れを促進するため、ホストファミリーの新規獲得とともに、 ホストファミリーのバンク登録者によるホームステイ受入れを推進します。(担当:教育振興課)

海外留学、海外研修に対する支援

・ 海外への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中学生、 高校生の海外留学や海外研修を推進します。(担当:教育振興課)

体験的英語活動の推進

- ・ 学校が行うイングリッシュデイへの ALT 等の派遣や県教育委員会が企画する英会話体験プログラム、コロナ禍でも実施可能なオンライン国際交流等の体験的英語活動を推進します。(担当:教育振興課)
- ・ 中高生を対象に、英語コンテスト等への参加を促し、英語によるコミュニケーション能力の向上 を図ります。(担当:教育振興課)

教職員の海外研修の実施

・ 教職員の海外研修を実施し、より実践的な英語を学び、英語力や指導力を高めるための事業に取り組みます。(担当:教育振興課)

グローバルな視点を持った教育の普及

・ グローバルな視点を持った課題解決学習など、スーパーグローバルハイスクール(SGH: H28~R2文部科学省指定)の成果を活かした教育課程を継承し、研究成果の普及に取り組みます。(担当:教育振興課)

②-2 グローバル化に対応した教育を推進します。 (本実施計画で設定)

英語教育の改善・充実

- ・ ALT等を有効に活用したコミュニケーションの機会をこれまで以上に確保するなど、言語活動の改善・充実及び指導内容・方法等の研究に取り組み、外国語(英語)を通じて主体的にコミュニケーションを図る態度を育成します。また、教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。(担当:学校教育課)
- ・ 小学校外国語活動・外国語については、英語教育専科指導教員の配置や英語が堪能な外部人材を 活用して研究を行う学校の成果を普及することで、教員の指導力向上や指導体制の充実などを図 ります。(担当課:学校教育課)
- ・ 小・中・高の英語教育において、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導計画や指導法を研究するとともに、佐賀県の強みである I C T を活用した指導の充実を図るため、児童生徒の英語運用能力の測定を可能とする佐賀県英語学習デジタル教材を提供します。このことにより、各学校における授業での活用や児童生徒の家庭学習の充実を図り、英語運用能力の向上を目指します。(担当:学校教育課、プロジェクトE推進室)
- ②-3 帰国・外国人児童生徒等の個別最適な日本語指導・支援を行います。(本実施計画で設定)

帰国・外国人児童生徒等の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制の充実

・ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等が円滑な学校生活を送り、学習に取り組めるように、 児童生徒等の実情に応じた日本語指導の工夫・改善及び児童生徒の支援体制を整備し、その成果 の県内への普及を図ります。(担当:教育振興課) ③-1 教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・改善を行いながら、全県規模で ICT 活用教育「プロジェクト E」を推進します。

ICT活用教育「プロジェクトE」の推進

- ・ 校種別、教科別研修の充実等により、教職員一人一人が自らの強みと個性を発揮し、ICTを活用した質の高い指導力を身に付け、1人1台端末を活用した授業改善や教育活動のオンライン化に取り組みます。(担当:プロジェクトE推進室)
- ・ 県立学校においては、ICT活用に関する学校の取組目標について、学校訪問等により進捗状況を把握し、学校の状況に合わせた支援等を行うことにより、1人1台端末を活用した授業改善の取組と授業外の取組などの充実を図ります。(担当:プロジェクトE推進室)
- ・ 1人1台端末を活用した授業改善研究に取り組む研究校を指定し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向け、1人1台端末を活用した授業づくり等の実践研究を行うとともに、その研究成果について県内への普及を図ります。(担当:プロジェクトE推進室)
- ・ 「Eコネクト」(ICT活用教育総合サイト)を開設し、県内における1人1台端末を効果的に活用した実践事例、活用事例、教員間の情報交換の場を提供することにより、県立学校、全市町立学校の日常的な1人1台端末活用の推進を図ります。(担当:プロジェクトE推進室)
- ・ 教職員を対象とした情報モラルに関する研修会を開催し、情報モラル教育に関する指導力の向上を図ります。また、家庭や地域、関係機関等との連携を強化した取組を行い、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。(担当:プロジェクトE推進室)
- ・ 県立学校が全国に先駆けて取り組んだICT環境整備やICT活用教育の経験、ノウハウ等を引き続き共有し、市町立学校の1人1台端末の活用推進や、ICT環境の更なる充実を図ります。 (担当:教育総務課、プロジェクトE推進室)
- ・ 国や市町との連携を図り、市町が主体的にICT活用教育に取り組むよう佐賀県ICT活用教育 推進協議会等を通じ積極的な支援を行い、ICT活用教育「プロジェクトE」の県全域への拡大・ 充実に努めます。(担当:教育総務課、プロジェクトE推進室)
- ・ 市町教育委員会及び各小・中学校、義務教育学校に対しては、各種研修会や校内研修の支援等を 実施するなど、1人1台端末を活用した授業改善や校内推進体制づくりへのサポートを充実させ ます。(担当:プロジェクトE推進室)

④-1 不登校の未然防止、早期対応を柱として、学校が組織的に適切に対応できるよう、 生徒指導体制や教育相談体制の整備及び家庭・関係機関との連携等、児童生徒一人 一人に寄り添った支援の充実に取り組みます。 (本実施計画で設定)

不登校対策の充実

- ・ 不登校児童生徒の社会的自立を促すため、学校・学校以外の場において行う多様で適切な活動等 への支援の充実を図ります。(担当:生徒支援室)
- ・ 県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、不登校の状況に応じて小・中学校での別室対応への支援を行い、学校における不登校対策の充実のための取組を支援します。(担当:生徒支援室)
- ・ スクールソーシャルワーカーについても、県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な課題について、スクールソーシャルワーカーによる 家庭や関係機関等と連携・協力する取組を支援します。(担当:生徒支援室)
- ・ 加配教員を配置し、教育相談主任等が学校の要となって不登校対策や教育相談業務に集中できる 環境をつくることで、不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行い、不登校児童生徒が社会的 自立や学校復帰に向かうよう、学校における不登校対策の取組を支援します。(担当:生徒支援室)
- ・ 教育支援センター「しいの木」の運営及び教育相談・訪問支援を拡充し、不登校児童生徒が社会 的自立や学校復帰に向かうよう支援します。(担当:教育センター、生徒支援室)
- ・ 県及び市町がそれぞれに設置する教育支援センター(適応指導教室)が相互に連携した取組を強化 し、教育支援センター(適応指導教室)等における効果的な取組などを共有するための協議会を開 催し、様々な関係機関等と連携して不登校児童生徒が社会的自立や学校復帰に向かうよう支援し ます。(担当:生徒支援室)
- ・ 訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体と協働し、自宅にこもりがちな不登校児童生 徒の自宅を民間団体の支援員が訪問することで、社会的自立や学校復帰に向かうよう、計画的・ 継続的なカウンセリングやICTを活用した学習支援等を行います。(担当:生徒支援室)
- ・ 各中学校区におけるスクールカウンセラーなどを活用した研修会や連絡会等、小・中学校が連携 した取組を推進し、義務教育9年間を通した不登校対策の充実を図ります。(担当:生徒支援室)

- ・ 「長期欠席・不登校対策スタンダード」、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」等の不登校支援に関する資料を教育センターのホームページに集約するなど、資料活用による支援の充実を図ります。(担当:生徒支援室、教育センター)
- ・ 県立中学校にオンライン授業配信支援員を配置し、不登校などの理由により教室での授業を受けることが困難な生徒に対し1人1台端末を活用した授業のオンライン配信(リアルタイム配信・オンデマンド配信)を行うなど、学習の遅れへの対応や円滑な教室復帰が可能になるよう支援を行います。(担当:プロジェクトE推進室)
- ⑤-1 夜間中学の設置や定時制高校、通信制高校の充実等、多様なニーズに応える学校に ついて検討を進めます。(本実施計画で設定)

夜間中学設置に向けた検討

- ・ 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した人、本国や日本において十分に教育を受けられなかった外国籍の人、不登校等様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人などが、学びなおしたり目標を見つけてチャレンジしたりすることを支援する夜間中学の設置へ向けて、ニーズ調査の結果を踏まえて、市町と連携しながら検討を進めます。(担当:教育振興課)
- ・ シンポジウム等を開催することで、夜間中学に関して県民への周知を進めます。(担当:教育振興課)

定時制高校・通信制高校の充実へ向けた検討

・ 働きながら学ぶ生徒や、増加している不登校・中途退学経験者、発達障害を抱える生徒に対して 学びを保障するために、佐賀県におけるニーズを踏まえ、他県の事例を参考にしながら、佐賀県 にあった定時制・通信制の在り方の検討を進めます。(担当:教育振興課)

指標

指標	指標名	基準値	目指す方向性 又は 目標						
区分	1日1示仁	(18年)	19年	20 年	21 年	22 年			
施策 指標	特別支援学校高等部の生徒におけ る就職者率	37.2%	現状の就職者率の維持を目指す。						
	特別支援学校児童生徒の居住地校 交流実施率	26.4%	28.0%	29.0%	30.0%	31.3%			
成果 指標	海外からの留学生(1か月以上) の受入れ数	12人	12人	14人	16 人	18人			
	県立学校の ICT 利活用教育に関す る取組目標の達成率	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			
	特別支援学校へのジョブティーチャー派遣	156 回	140 回	前年度並	前年度並	前年度並			
	特別支援学校生徒の企業現場にお ける作業学習の実施	261 回	260 回	前年度並	前年度並	前年度並			
	特別支援学校生徒の就業体験の実施	7,423 日	7,205 日	前年度並	前年度並	前年度並			
取組	特別支援教育スキルアップ研修参 加者数	974人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人			
指標	特別支援学校公開・学校見学実施 回数	О□	8回 ※各校1回	8回 ※各校1回	16 回 ※各校 2 回	16 回 ※各校 2 回			
	ホストファミリーバンクへの登録 世帯数	0 世帯	5世帯	10 世帯	15 世帯	20 世帯			
	教育情報化推進リーダー研修受講 回数(市町)	推進リーダ - 1人1回							
	事業改善検討委員会の開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回			

VI 教育を支える人材の育成と環境の整備

【担当】教育総務課、教育振興課、教職員課、学校教育課、保健体育課、教育センター

令和4年度のねらい

優秀な教職員の確保・育成については、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な 指導力を備えた教職員を確保・育成するとともに、教職員のキャリアステージに応じた研修の実施によ る、資質や実践的指導力の向上、また、教職員の多忙化の軽減やメンタルへルスの保持・増進を図りま す。

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び活動する場であり、一日の大半を過ごす 学習・生活の場であることから、安全性の確保を図りつつ、子どもたちの多様なニーズに応じた教育環 境の向上と学校施設の老朽化対策を図ります。また、非常災害時には地域住民の避難所としての役割を 果たす学校施設の防災機能強化を図ります。

さらに、学校における危機管理体制の確立・強化を図ります。

信頼される学校づくりのため、学校、家庭、地域が相互に理解し連携しながら、それぞれの立場から 学校の教育活動を支援する取組を推進します。

県立高校の活性化や魅力づくりについては、高校と市町等が協働した取組をとおして、生徒に地域を 愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。また、今後の県立学校のあり方等について 調査・研究をしていきます。

社会に開かれた教育課程の実現のため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用して地域と連携・協働した特色ある学校づくりを推進します。

修学支援については、育英資金や各種支援金により負担軽減を図ります。

目指す将来像

優秀な教職員が確保・育成されているとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子 どもたちの「生きる力」を育む教育を支える環境が整備されている。

課題・対応

- ① 国際化や高度情報化、いじめ等の諸課題へ対応していくため、健康的でやりがいのある職場環境を整備し、教職員の多忙化の軽減を図るとともに教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員の確保・育成が必要です。
- ② 児童生徒の学習及び生活の場としての安全・安心で質の高い環境づくりや教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実が必要です。
- ③ 登下校時や校内における事件、事故等から児童生徒を守るため、学校の危機管理体制を確立する必要があります。※
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、児童生徒や教職員が安心して活動できる学校環境を整備する必要があります。※
- ⑤ 今後の更なる生徒減少や社会経済情勢の変化、生徒のニーズの多様化等の課題に対応するため、その時々の教育課題に係る検証・改善を行い、学校の活性化を図る必要があります。
- ⑥ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を核とした学校と地域の連携・協働を図ることで、地域とともにある特色ある学校づくりを進める必要があります。
- ⑦ 修学にかかる家庭の経済的負担を軽減し、学ぶ機会を保障する必要があります。 ※
 - ※ 佐賀県総合計画 2019「課題・対応」に記載はないが、単年度の「課題・対応」として本実施計画上で設定

取組方針 及び 取組内容

①-1 教員採用選考方法を改善し、優秀な人材を確保するとともに、大学と連携し、指導力のある教員を養成します。また、教職の魅力を発信することで、教員を目指す人材の確保に努めます。

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 教員採用選考方法の工夫や改善・充実を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など 様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員 の確保を図ります。(担当:教職員課)
- ・ 小学校教諭等については、秋の採用選考を実施することで、より多くのチャンスで一人でも多く の人材確保に努めます。(担当:教職員課)

教職の魅力の発信

- ・ 県内や近県の大学における教員採用試験の説明会や大学が実施する教師を目指す高校生向けのプログラムなどの場で、教職に就くことの魅力を大学生や高校生に伝えるなど、教職の魅力を積極的に発信していくことで、佐賀県の教員を目指す人材の確保につなげます。(担当:教職員課)
- ・ 「さが」の魅力、「先生」の魅力を発信する Web サイトを新設することで、受験者への細やかな情報発信と若手教員の支援を行います。(担当:教職員課)

大学との連携による指導力ある教員の養成

- ・ 県の求める資質を備えた人材を養成するため、県内の大学との連携の下、共同で養成課程の評価・ 改善などに取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。 また、教員志望の学生が、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等 の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進します。(担当:教育振興課、教職員課)
- ・ 佐賀大学教職大学院に教員を派遣することで、地域における学校教育のリーダーとなりうる、学校経営等のマネジメント力や高度な教科指導力等、より専門的な知識や技能を持つ教員の育成に 努めます。(担当:学校教育課、教職員課)
- ①-2 キャリアステージに応じた研修や教育課題に応じた研修などを実施し、教員の資質 向上に取り組みます。

キャリアステージに応じた教職員研修の充実

- ・ 「教職員人事評価制度」を通じて得られた成果や課題などを踏まえ、必須研修や希望等研修の整理・体系化など、研修の充実を図り、教職員のキャリアステージに応じた研修体系による資質や能力の向上に取り組みます。(担当:教育振興課、教職員課、教育センター)
- ・ 「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」(教員育成指標)の活用を 図るとともに、当該指標を踏まえた教員研修計画を策定します。(担当:教職員課、教育センター)

民間企業等への体験研修の実施

- ・ 民間企業や国、知事部局及び県警察本部への派遣研修を実施し、教員の社会的視野を広げて指導力の向上を図ります。(担当:教育振興課、教職員課、学校教育課)
- ・ 学校と地域社会との連携を強めることで、開かれた学校づくりを推進するために、民間企業等への体験研修を実施し、社会人としての広い視野や柔軟性に富む職務遂行能力など、教員としての 資質及び指導力の向上を図ります。(担当:教育振興課、教育センター)

専門的で高度な知識や技能を持つ教職員の育成

- ・ 県内の大学(教育学部等)と連携し、教職員の必須研修等の機会に、大学の多様な資源を効果的 に活用した各種の専門的な研修を提供します。(担当:教育振興課、学校教育課、教育センター)
- ・ 教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化します。(担当:学校教育課)

①-3 学校現場における業務改善に取り組みます。

教職員の多忙化の軽減

- ・ 「県立学校 教職員出退勤管理システム」による時間外在校等時間の客観的な把握と検証を行い ながら「学校現場の業務改善計画」に掲げる取組を推進していきます。(担当: 教職員課)
- ・ 児童生徒の適正な登校時間の設定や時間外の電話対応の制限など、教職員の負担軽減に繋がる取 組を、市町教育委員会と密に連携して推進していきます。(担当:教職員課)
- ・ 会議や研修等の縮減や開催方法の見直し、「勤務時間の適正化」等に係る通知の発出、調査・提 出物の見直しなど業務のスリム化を図り、学校現場の業務改善計画を実践していきます。(担当: 教職員課)
- ・ 市町教育委員会に設置されている「多忙化対策検討会」、県立学校に設置されている「衛生委員会」を中心に、多忙化解消に係る優良事例の共有を行い、教員の多忙化の軽減に向けて取り組むよう働きかけていきます。(担当:教職員課)
- ・ 業務のデジタル化を推進するとともに、統合型校務支援システムを含めたICTの活用を行うことで、業務の改善や効率化を図っていきます。(担当: 教職員課)
- ・ 学校が抱えている課題に対し、管理職、主幹教諭や指導教諭に加え、教育行政職員等のミドルリーダーがそれぞれのリーダーシップを発揮し、「チーム学校」として組織で対応できるよう、特に教育行政職員の学校経営参画に係る研修等の充実を図ります。(担当:教職員課)
- ・ 教員業務支援員や学習指導員などの専門スタッフを配置して、教員の業務支援を図り、教員が一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備していきます。(担当:教育振興課、教職員課、学校教育課、プロジェクトE推進室、保健体育課)
- ・ 単独での指導及び引率ができる部活動指導員を市町や県立中学校に配置し、部活動に係る顧問教 員の負担軽減を進めます。(担当:保健体育課)

教職員の心身の健康管理の充実

- ・ 心身の健康に関する各種研修や公立学校共済組合佐賀支部が行う各種講習等を通して、自らの健康への意識啓発と、健康診断・ストレスチェック結果を踏まえた生活習慣の改善やストレスへの対処などのセルフケア能力の向上を促します。(担当:教職員課)
- ・ 校長等が心の健康の重要性を十分認識し、学校ごとのストレスの状況や日常的な教職員の状況把 握に努めたり、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応ができるよう、管理職等を対象に研修 を実施し、ラインによるケアの充実を図ります。(担当:教職員課)
- ・ 教職員が心身ともに健康で、活き活きと職務を遂行できるよう、労働安全衛生管理体制の整備・ 充実を図ることで、気軽に相談したり、情報交換をしたりすることができる良好な職場環境づく りに努めます。(担当:教職員課)
- ・ 産業医や保健師等による相談体制の充実を図るとともに、公立学校共済組合佐賀支部が設置している各種相談窓口の積極的な活用を促すことで、教職員のメンタルヘルス不調の予防と病気休業者の円滑な職場復帰を支援します。(担当:教職員課)

①-4 教職員の服務規律の徹底を図ります。 (本実施計画で設定)

教職員の服務規律の徹底

- ・ 管理職からの指導や既存の研修を通じて教職員としての職責の重要性を十分に自覚させることで、 服務規律の保持に努めます。また、不祥事等の発生防止に向け、教職員一人一人の意識改革へ向 けた働きかけや各種研修の内容の充実を図るとともに、万一の発生時には、厳格で適切な対応に 努めることで、教育への信頼を確保していきます。(担当:教職員課)
- ① -5 教職員人事評価制度の活用により学校の活性化や人材の育成を図ります。 (本実施計画で設定)

教職員人事評価制度の活用

- ・ 「教職員人事評価制度」の改善に取り組み、同制度が、学校の活性化や教職員の人材育成のツールとして定着し、教職員一人一人の資質の向上や能力の開発、各学校の教育目標の達成や課題の解決に役立つ、より効果的な制度となることを目指します。(担当:教職員課)
- ・ 「教職員人事評価制度」においては、教職員に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校 経営などの力を整理し、業績と能力の両面から適正な評価を行い、評価者が被評価者にフィード

バックすることで教職員一人一人の個性や特性を生かしながら、職務遂行能力の向上を促していきます。また、適正な評価が行われるように、評価者を対象とした研修を実施します。(担当:教職員課)

・ 指導不適切教員等に対しては、研修の一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切 に対処します。(担当:教職員課)

①-6 意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。 (本実施計画で設定)

意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援し、個々の教員の熱意や創意工夫 を教育課題の解決に役立てます。(担当:教職員課)
- ・ 優れた指導力を持つ教員をスーパーティーチャーとして認証することで、スーパーティーチャー の十分な活用ができるよう所属校での業務量などにも配慮した上で、その専門的な力量を所属校 だけでなく、広く県内において活用し、教職員の指導力の向上に取り組みます。(担当: 教職員課)
- ・ 意欲や創造性を持った教員や、特定の政策課題等に関する研修等を受講して一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。(担当:教職員課)
- ・ 市町立小・中学校と特別支援学校との間での教職員の人事交流をはじめとして、専門性を高める ための人事交流を促進します。(担当:教職員課)
- ・ 主幹教諭及び指導教諭の配置並びに再任用制度を効果的に活用することで、教員の急速な世代交 代に対応するとともに、教育指導の充実を図ります。(担当:教職員課)

②-1 安全安心な学校施設、学習環境を整備します。

学校施設の整備推進

・ 学校施設の特性に応じた長期保全計画(個別施設計画)に基づき計画的に施設の改築及び保全工事を実施することで、学校施設の老朽化対策を行います。また、国庫補助事業活用等の助言を行うことで、市町立の小・中学校においても老朽化対策などによる施設環境の改善が計画的に実施されるよう努めます。(担当:教育総務課)

- ・ 耐震化に伴う神埼高校の改築については、令和3年8月に施設移転を完了し、県立学校の耐震化 は完了しました。引き続き、耐震化が完了していない市町へは、早期完了についての働きかけを 行います。(担当:教育総務課)
- ・ 生徒数の減少、学習ニーズの多様化など、社会状況の変化も踏まえ、時代に即した県立学校の施設・設備の改修に取り組むことで、子どもたちの多様なニーズに応じた教育環境の向上に向けた 学習施設環境の提供、施設・設備の機能の維持向上などを図ります。(担当:教育総務課)
- ・ 令和2年度に保護者負担から県に移譲された、県立学校普通教室の空調については、適切に維持 管理を行うとともに、さらなる教育環境の向上のために設置教室の拡大などの整備を行います。 (担当:教育総務課)

ICT環境の整備

- ・ 学校現場からの意見・要望等を踏まえながら教育情報システムの機能の改善を図り、校務負担の 軽減や指導の効率・高度化に取り組みます。あわせて、市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用を推進します。(担当:教育総務課)
- ・ 県立学校における 1 人 1 台端末の配備の強みを活かして、主体的・対話的で深い学びのさらなる 充実を図るとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、 I C Tの活用により全ての児童生徒の学びを保障できるよう、さらなる I C T 環境の整備を進めてい きます。 (担当:教育総務課、プロジェクトE 推進室)
- ・ 教育情報ポータルサイト(教育センターWeb)の充実を図り、最新の教育情報や教育センターの研究成果や教材・指導案等を提供し、サイトの利活用促進に取り組むことで、教職員の自己研修環境の充実に努めます。(担当:教育センター)

情報セキュリティ対策の強化

・ 学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を受け設置した、佐賀県学校教育ネットワーク セキュリティ対策検討委員会の提言を踏まえ、実施計画に基づき情報セキュリティ対策に取り組 みます。(担当:教育総務課)

③-1 学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。(本実施計画で設定)

学校の危機管理体制の確立・強化

・ 県教育委員会で作成した「教育現場における安全管理の手引き」及び各学校における危機管理マニュアル等について絶えず検証し、必要な見直しを行うとともに、新任管理職などを対象とした

危機管理研修や学校における全職員対象の校内研修の実施などを通して、危機管理能力の更なる 向上を進めます。(担当:教育総務課)

- ・ 万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報を共有し、的確な対応ができるよう、関係者間の報告・ 対応ルールの適切な運用を図ります。(担当:教育総務課)
- ④-1 児童生徒が安心して学ぶことができるよう、学校での新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、学校教育活動の継続を図ります。 (本実施計画で設定)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底

- ・ 児童生徒の健康観察や手洗い・咳エチケット・換気等の基本的な感染症対策を徹底するとともに、 地域の感染状況に応じた教育活動の実施等について、県立学校及び市町教育委員会に指導助言す るなどして、学校における感染対策の一層の徹底を図ります。(担当:保健体育課)
- ・ 児童生徒やその家族等が感染した場合や感染の疑いがある場合の対応について保護者等の理解と協力を得るとともに、県健康福祉部や市町教育委員会等と迅速に情報を共有して臨時休業の必要性等の判断を行う等、児童生徒の学びの場を適切に確保できるよう、関係者が一体となって取り組みます。(担当:教育総務課、保健体育課)
- ・ 学校現場が、新型コロナウイルス感染症対策の継続した対応を行いながら、教員の負担軽減を図り、児童生徒の学びの保障に注力できる体制を構築するため、校内の消毒作業など、教員の専門性を必要としない業務に従事する教員業務支援員を配置します。(担当:教職員課)

オンライン授業への対応

- ・ 感染症や非常災害時の学習機会を確保するため、オンライン授業に取り組みます。(担当:プロジェクトE推進室)
- ・ 教員と児童生徒がオンライン授業の実施や受講のためのスキルを継続して備えておくため、各学 校が日常的にオンラインを活用した教育活動に取り組めるよう支援します。(担当:プロジェクト E推進室)
- ・ 自宅に通信環境等がなく、所属校や最寄りの県立学校等でもオンライン授業を受講することが困難な児童生徒に対して、USB接続型携帯端末等の通信機器を貸し出します。(担当:プロジェクトE推進室)
- ・ 著作権処理に必要な補償金を負担することにより、県立学校の教員が授業のオンライン配信(公 衆送信)を円滑に行う環境を整備します。(担当:プロジェクトE推進室)

⑤-1 県立高校と市町等が協働し、地域活性化に資する取組等を行うことにより、生徒に 地域を愛する心を育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。

魅力と活力ある高校づくりの推進

- ・ 県立高校と所在する市町等が協働し、地域的課題の解決など地域活性化に資する取組や、地域ならではの資源や人材を活用した教育環境の向上への取組を行うことで、生徒が地域を愛する心を 育み、魅力と活力ある高校づくりを推進します。(担当:教育振興課)
- ・ 「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画(第1次)」及び「同(第2次)」に基づき対象校について、充実した学校運営ができるよう支援します。(担当:教育振興課)

県立学校における教育課題の検証・改善

- ・ 県立学校の活性化などについて検討を行うとともに、今後の県立学校のあり方等について調査・ 研究していきます。(担当:教育振興課)
- ⑥-1 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用した特色ある学校づくりを推進 します。

コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくり

- ・ コミュニティ・スクールについては、特色ある学校づくりを推進するツールとして位置付け、導入に向けた助言、情報提供や「佐賀県コミュニティ・スクール研究大会」の開催等により、市町教育委員会や学校などに情報を提供し、県内における導入を進めます。(担当:教育振興課、学校教育課)
- ⑦-1 教育費に係る負担軽減を図るとともに、必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるよう制度の周知を図ります。 (本実施計画で設定)

修学支援の充実

- ・ 県立高校に在学する生徒に対し支援金を支給することで、県立高校における授業料の経済的負担 の軽減を図り、教育の機会均等に寄与します。(担当:教育総務課)
- ・ 高校生等がいる低所得世帯の保護者等に対し給付金を支給することで、公立高等学校等における 授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与します。(担当:教育総 務課)
- ・ 経済的理由により修学が困難な高校生に対し、要件を満たす希望者全員に育英資金を貸与することで、将来有為な人材の育成に寄与します。また、返還金が今後の貸与者への財源となることか

- ら、滞納の発生防止に努めるとともに、滞納者の状況にも配慮しながら滞納対策を行い、育英資金制度の適切な運営に努めます。(担当:教育総務課)
- ・ 育英資金のうち、高額通学費加算については、令和2年度育英学生採用者から貸付限度額の上限 を撤廃し、県内のどこに居住していても希望する県内高等学校等へ進学できるようにしました。 さらに、県内企業の働き手確保の点から、貸付金返還中5年間県内に居住かつ就業することで返 還を免除することができます。(担当:教育総務課)

指標

指標	指標名	基準値	目指す方向性 又は 目標						
区分	기타기까지	(18年)	19年	20 年	21年	22 年			
施策指標	特別支援学校教諭免許状**i を持つ職員数	1,126人	人数の増加を目指す。						
	中堅教諭等資質向上研修受講後 アンケートにおいて、研修で学 んだ内容を「大いに実践できた」 「実践できた」と回答した受講 者の割合	_	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%			
成果 指標	県立学校校種別教職員月 間平均時間外勤務時間数	55 時間	50 時間	45 時間	45 時間	45 時間			
	コミュニティ・スクール導 入校の割合	20.3%	21.5%	23.0%	24.5%	26.0%			
	第3日曜日を部活動休養日とし て実施した公立中学校の割合	99 . 2% (18 年)	99.2% 以上	99.2% 以上	99.2% 以上	99.2% 以上			
取組 指標	情報セキュリティ監査の実施状 況	全県立学校	全県立学校	全県立学校	全県立学校	全県立学校			
	コミュニティ・スクール研究大 会参加人数	112人	140 人	160 人	180 人	200 人			

※1 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校において、担任や教科担当をするために必要な免許状。発達障害等特別な配慮を要する児童生徒数や特別支援学級数の増加に伴い、特別支援学校以外の学校においても、特別支援教育に関する専門性をもった教員数の増が求められている。

【巻末資料】 教育施策実施計画の施策体系毎の令和4年度の主な事業

策体系・主な事業名	事 業 内 容	予 算 額 4 年 度	課・室
志を高める教育の推進 	唯一無二の誇り高き学校として県立高校の魅力を高め、県内外からの志願者を増加させる		
<主要事項> 【新規】SAGA唯一無二の学校魅力化実	とともに、地域社会に貢献できる有為な人材の輩出を目指す。 ・SAGAコラボレーション・スクール指定校(9校) 地域、企業、大学等とコラボレートした学校運営組織による学校の魅力化	32,846	教育振り
践事業費	・SAGAスマート・ラーニング指定校(8校) 地域、企業、大学等と連携した新しい時代の教育内容実践による学校の魅力化 県内高校の特色や魅力について積極的かつ効果的に情報発信することにより、県内高校		
SAGAハイスクールプロモーション事業 費	への進学を促進する。 •SAGA県立高校進学ナビ(WEBサイト)の開設 •SAGAペイスクール・ウェビナー(Web高校説明会)の開催 •進学相談会の開催 •有田町が行う全国募集で入学した生徒への生活支援への補助 等	18,071	教育振り 学校教育 プロジェク 進室
キャリア教育支援事業	生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す。 ・各学校におけるキャリア教育に係る活動	16,372	学校教育
	・学年別、志望校別合同学習会、学科ごとの学習会 ・科学の甲子園などを通じた科学的思考力の育成など 学習指導要領を見据えて、教員の指導力の向上や学校の組織的指導体制の充実を図る。		
大学受験力及び学力向上推進事業費	・教員研修支援 ・スーパーティーチャー等による若手教員の指導力向上研修 ・外部講師による教員の指導力向上研修 ・教育課程研究支援	3,156	学校教育
未来SAGA産業人材育成プロジェクト推 進費	佐賀で働く魅力を伝えるとともに、産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成する。 ・県内就職を支援する支援員の県立専門学科高校等への配置(23人) ・進路セミナーの開催、県内事業所の見学 ・長期インターンシップの実施 等	74,258	学校教育
SAGAマイスターハイスクールプロジェク ト事業費	工業系高校において、ロボット技術に関する教員の指導力向上及び生徒の技術習得に重点的に取り組むことにより、新しいニーズに対応した産業人材の育成を図る。。 ・外部人材による技術指導、「ロボット競技大会」開催(ロボット及びロボット競技コースの製作) ・先進校、全国大会等の視察	4,770	学校教育
さがを誇りに思う教育推進事業費	佐賀に関する郷土学習資料等の活用により、日常の生活等の中に歴史的・文化的な価値を見出すことなどを通じて、未来の日本の発展や佐賀で活躍する人材の育成を図る。 ・郷土学習資料『佐賀語り』『佐賀巡り』の配布 ・佐賀県教育フェスタの開催 ・県立高校における講演会の開催	4,514	学校教育
グローバル社会で生きぬくSAGA人材 づくり事業費	グローバル化が進む中、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力や多様な人々との共生を可能とする資質・能力を備えたグローバル人材を育成する。 ・留学生受入促進 ・海外留学や海外研修への支援 ・体験的英語活動の推進 等	67,361	教育振り
<主要事項> 【新規】SAGA部活推進事業費	学校と地域の連携を深めた新たな部活動のスタイル「SAGA部活」の体制を整備し、SSP 構想の推進と文化芸術の振興を図る。 ・SAGA部活スペシャルサポーター派遣 ・部活サポーター派遣 ・学校拠点型クラブ支援 等	27,684	保健体
さが総文の「志」継承事業費	「2019さが総文」を契機に活性化した文化部活動のレベルアップを図り、佐賀の文化芸術活動の発展を目指す。 ・文化部活動活性化のための必要な経費の補助	6,828	学校教育

	施策体系・主な事業名	事	業	内	容	予 算 額 4 年 度	課・室名
П	確かな学力を育む教育の推進						
11	全国学力・学習状況調査を活用した学 力向上対策事業費	全国学力・学習状況調3 を徹底し、調査結果の検記・小中連携による学力向」 ・PDCAサイクル確立による。学力向上推進教員の配	証等に基づいた学力 上推進地域指定事業 る学力向上対策の推	向上対策の改善・ヲ	を活用したPDCAサイクル 定実を図る。	17,083	教育振興課
12	家庭・地域の教育力向上推進事業費	子供たちの学習習慣確 図り、県全体で学力向上は ・家庭学習の手引きの作品	に向けた機運の醸成	を図る。	した取組の一層の充実を 等	867	教育振興課
13	放課後等補充学習支援事業費	授業による指導だけでに 学習を実施する市町への ・外部人材を活用した放割 (市町立中学校68校をう	支援を行う。 果後や長期休業中の			14,280	教育振興課
14	<主要事項> 小学校第4学年における少人数学級の 実施	令和4年度から国が小学: 数学級を国に先駆けて実			、小学4年生における少人 整備を行う。	167,860	教職員課
Ш	豊かな心を育む教育の推進						
15	不登校対策総合推進事業費	不登校児童生徒の社会的支援を充実する。 ・教育支援センター「しいない。教育支援センター等に不い。・教育支援センター等に不い。別室に常駐する学校生活のカールソーシャルワースで登校児童生徒へのカール	の木」に不登校対応の 下登校対応コーディネ 活支援員を配置する カーの派遣	Dコーディネーター: ネーターを配置する 市町への補助	市町への補助	130,043	生徒支援室
16	スクールカウンセラー等配置事業費	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置する。 また、県立高校に在籍する障害のある生徒の学校生活に必要な活動を支援するため、特別支援教育支援員等を配置する。					
17	いじめ対策等外部人材活用事業費	いじめ問題等、生徒指導から教職員への助言や児 る人材「生徒指導支援員」	皇童生徒への指導を行		強化のため、専門的見地 で生徒指導の支援ができ	14,704	生徒支援室
18	人権·同和教育活動費補助	市町が行う人権・同和問和教育集会所の運営費に図る。			育の諸活動及び人権・同 央に向けた教育の推進を	26,104	人権•同和教育 室
IV	健やかな体を育む教育の推進						
19	子どもの体力向上推進事業費	子どもの体力向上を図る つ具体的方策を提案し支 ・スポーツチャレンジの推・体力向上優良校等の表	:援する。 進、スポーツチャレン		学校において改善に役立	5,412	保健体育課
20	運動部活動外部指導者派遣事業費	専門的な知識・技術を有部活動の充実を図る。	すする運動部活動外部	部指導者を県内の高	高等学校に派遣し、運動	1,574	保健体育課
21	学校体育スポーツ推進事業費	小・中学校の体育学習に接する。 ・学校体育武道指導者講・研究実践校等における6	習会の開催	所を有する外部指導	者等の積極的な活用を支	1,566	保健体育課

施策体系・主な事業名	事	業	内	容	予 算 額 4 年 度	課・室名
多様なニーズに対応した教育の推進						
【新規】特別支援学校整備事業費(鳥栖 特別支援学校)	く、今後も増加が見込まれ	るため、鳥栖市にある な特別支援学校とし 環境の充実を図る。	5九千部学園(R6	東部地域での増加が著し 年3月末閉園予定)の用 景学校(仮称)」を整備する	42,918	教育総務課 特別支援教育 室
特別文援字校整偏事業實(甲原特別文 援学校)	児童生徒数の増加が著 設校舎を整備することによ 【本校】教室棟の増築 等 鳥栖田代分校】 仮設校会	り、特別支援教育環		交に教室棟、田代分校に仮	53,083	教育総務課 特別支援教育 室
ス運行事業費	自力での通学が困難なり 者等の通学に係る負担軽 スクールバス運行に係る	減を図るため、スクー		学を支援するとともに、保護 5。	63,372	特別支援教育 室
特別支援学校スクールバス感染症対策 事業費(コロナ)	バスの大型化や複便化でスクールバスの大型化、	_,,,,	コロナウイルス感	染症の感染防止対策を行う	40,418	特別支援教育 室
特別支援教育推進事業費	障害のある児童生徒等の 推園、小・中・学校、高等 ³ 職業自立推進(企業等に 学校生活支援(巡回相談	学校における特別支持 における就業体験の集	援教育の推進を図 施、就労支援コー	ーディネーターの配置)	22,621	特別支援教育室
帰国・外国人児童生徒教育の推進支援 事業費		導方法の工夫改善及	び支援体制につ	取り組めるよう、当該児童 いて、研究を行い、成果の 等	2,599	教育振興課
オンライン教育環境整備事業費		長や研修のオンライン 信するための支援員 ちの著作権処理補償。	化など、教育活動 の配置 金	業のオンライン配信やオン をオンラインで実施するた ポ末を貸与	16,798	プロジェクトE推 進室
教育活動オンフイン父流・情報発信事業費	オンラインを活用した学社 継続し、県立学校の情報と 映像配信用アカウントの 県外・海外との交流及び	発信とグローバル化に 保守・運用(YouTube	二対応した教育活!)	,,,	2,427	プロジェクトE推 進室
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ICT環境を最大限に活用 デジタル教材機能拡充 デジタル教材活用推進 指導方法研究	引した英語教育の充実	そと推進を図る。		13,081	プロジェクトE推 進室
GIGAスクール構想支援事業費	県内20市町におけるGIC 活用教育の推進を支援す 指定校での研究(小学校 モデル授業公開 訪問支援	-る。		市町立学校におけるICT 1校)	1,458	プロジェクトE推 進室
【新規】新HP「Eコネクト」事業		きめ細やかな情報の		育のサイト「Eコネクト」を開設 交換の場を設け、教員の資	3,910	プロジェクトE推 進室
学習用PC整備関連事業費	を通じた学校におけるICT ・県立高校学習用PCリー ・特別支援学校用PCリー	「活用教育支援等をま -ス及び修繕、マイクロ -ス	を施する。 コソフトライセンスト	達、ヘルプデスク業務委託 こ係る経費 ののヘルプデスク業務委託	439,174	プロジェクトE推 進室

	施	Ē 🕏	策体	系		È	な	事	***	ŧ	名	事	業	内	容	予 4 4	算額 度	課・室々	名
34		IC	T利活	用教	育関	連動	を備:	事業	*費			教育の情報化(ICT活用) 教育の質の向上を図る。 ・県立学校(中学校、高等 ・県立中学校、県立高校: ・特別支援学校学習用PO ・県立学校における情報	学校、特別支援等 指導者用、予備機 ご用管理ソフトライ	学校)の電子黒板(液 等のPCリース、及び センス費	を晶型)リース	1	46,296	プロジェクトE 進室	E推
35			f規】SA 業費	AGA:	エン	カレ	ッジ	スク	·— <i>)</i> !	レ樟		様々な事情により十分な! 義務教育を受けていないタ 障するとともに、自己実現! 時制・通信制教育の充実に ・夜間中学設置に係る検診 ・定時制・通信制教育の充	ト国籍の人などをす こ向けた学びを支 こついて検討を行う	対象に、義務教育を 爰するため、多様な	受ける機会を実質的に保		1,366	教育振興語	果

【巻末資料】用語解説

本実施計画に出てくる用語等について、解説を記載しています。

※ 複数箇所に出てくる用語については、最初に出てきた箇所に準じて順番に記載

はじめに

SDGs

持続可能な開発目標。Sustainable Development Goals の略。

ESD

持続可能な開発のための教育。Education for Sustainable Development の略。

I 志を高める教育の推進

Society5.0

デジタル革新と多様な人々の想像・想像力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会。 一般社団法人 日本経済団体連合会ホームページより

主体的・対話的で深い学び

子どもたちが、学習内容を自らの生活や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学び続けることができるようにするため、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの深まりを重視した学び。

従来の教師による説明を中心とした受け身的な学習から、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」 の3つの視点での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。

大学入学共通テスト

大学入学選抜において、各大学が利用する試験。令和3年から大学入試センター試験に代わり導入された。大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とし、各教科・科目の特質に応じ、思考力・判断力・表現力を中心に、知識・技能の状況についても評価を行うこととされている。

ALT

外国語(英語)を母国語とする外国語指導助手。Assistant Language Teacher の略。児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成及び国際理解の深化を図り、英語担当教員の助手として英語の指導に当たるため、小学校・中学校・高等学校等に配置されている。

英語教育専科指導教員

英語教育に関する高い専門性を持った教員で、学習指導要領における小学校外国語教育の充実及び小学校の学級担任の業務改善を図るため、学級担任に代わって外国語活動・外国語の授業を行う。

理科専科指導教員

専門的な知識や技能が必要となる小学校5、6年生の理科において、よりきめ細かな指導を行うため、 指導方法の工夫改善に取り組む学校に配置している教員。原則、理科専科指導教員による学習指導を行っている。

高学年専科指導教員

専門的な知識や技能が必要となる小学校5、6年生において、小学校の学級担任の業務改善を図るため、学級担任に代わって教科の授業を行う。

教科担任制

一人の教員が特定の教科を担当し、複数の学級で指導する指導形態。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。自己の在り方や生き方について考える姿勢を養うとともに、若者の勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を目指すなど、社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を目指す。社会人講師による講話や職場体験活動、インターンシップなどの取組を行う。

キャリア・パスポート

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動 及びホームルーム活動を中心として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしなが ら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオのこと。

インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

Ⅱ 確かな学力を育む教育の推進

佐賀県小・中学校学習状況調査(県調査)

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成 14 (2002) 年度から実施している調査。 12 月に小学 4~6年、中学 1・2 年を対象に教科に関する調査(国語、算数・数学、社会、理科、英語(中学のみ)) を実施する。

全国学力・学習状況調査(全国調査)

文部科学省が、全国的な児童生徒の学力状況等を把握するために、平成 19(2007)年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学 6 年、中学 3 年(原則として全児童生徒)を対象に、教科に関する調査(2022 年度は、国語、算数・数学、理科)と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査及び学校を対象に、指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査が実施される。

学力向上のPDCA(検証改善)サイクル

県調査や全国調査等の結果を活用し、児童生徒の学力向上に向け、計画(plan)、取組(do)、結果分析(check)、取組の見直し(action)を繰り返し行い、継続的に学力向上に向けた取組の改善を図るための手法。

佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

強化する4つの取組

これまでの学力向上に向けた取組の検証・改善を行い、市町教育委員会と連携し各公立小・中学校及び義務教育学校において全ての教職員による「共通理解と共通実践」に基づき強化〔「継続」と「徹底」〕していく4つの取組。4つの取組は、以下のとおり。

- 1 全職員による共通理解と共通実践
- 2 学習内容の定着に向けた分かりやすい授業の実践
- 3 授業改善に向けた校内研修等の充実
- 4 家庭学習の充実に向けた指導の徹底

学力向上対策コーディネーター

各学校において、学力向上対策を推進するに当たり、その中核を担う教員。全国調査や県調査等の分析をはじめ、学力向上対策評価シート※の作成や授業改善の取組推進に関することなどの役割を担う。

※ 学力向上対策評価シート

全国調査や県調査の結果から明らかとなった課題及びその改善に向けた重点的な取組について、全職員が共通理解・共通実践するためのシートで、各学校が取り組む学力向上のPDCAサイクルに活用するもの。

学力向上推進教員

高い教科指導力があり、また学力向上を支える学級経営等、幅広い知見を有する教員で県内 10 校に各 1 名配置。勤務校に週 3 日、勤務校以外の支援校 1 校に週 2 日勤務し、ティームティーチングによる授業改善やモデル授業を行い、教員へ指導力向上のための助言や学校の改善計画への指導など、各学校の課題に応じた支援を継続的に行う。

少人数学級による指導(小学校第4学年)

きめ細かな指導で、一人一人の成長をサポートし、夢や目標を実現しようとする子どもたちの「志」を応援することを目的として、小学校第4学年において 36 人以上の学級がある学校に教員を1人加配し、少人数学級による指導を実現するもの。

少人数学級又はティームティーチングによる指導の選択制(中学校第1学年)

中学校第1学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成21年度から行っている。学校の実情に応じて、35人以下の小規模学級やティームティーチングを選択し、きめ細かな指導のための環境整備をしている。

県内大学との連携・協力事業

佐賀大学:平成28年5月締結(原協定は平成17年1月締結)の教育学部、大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会の連携・協力協定に基づき実施する事業(令和4年度は、「教育ボランティア活動(※R4年度名称変更予定)」「中堅教論等資質向上研修等研修機会の多様化」「小中連携による学力向上推進地域指定事業」「実践的指導力向上事業」等を実施する予定)。

西九州大学:令和3年10月締結の連携・協力協定に基づき実施する事業(教員の養成、研修に関する事項、学校教育上の諸課題への対応に関する事項等に係る事業を実施する予定)。

Ⅲ 豊かな心を育む教育の推進

道徳教育推進教師

学校における道徳教育の推進を主に担当する教師。道徳教育は、学校の教育活動全体で取り組むものであり、学校が組織体として一体となって進める必要があることから、平成20年告示の学習指導要領からすべての小・中学校に位置付けるよう示された。

ふれあい道徳教育

学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに各学校が自校の道徳教育の取組を紹介している。

特別の教科 道徳

平成27年3月の学習指導要領の一部改正等により、従前の道徳の時間が「教科」として位置付けられ、小学校においては2018年度(平成30年度)から、中学校においては2019年度(平成31年度・令和元年度)から実施されている。道徳科の授業については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

教育機会確保法及び基本指針

平成28年12月に公布され、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する施策等が規定されている。 平成29年3月、文科省は同法に基づき基本指針を定めた。

スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、支援する。

教育支援センター「しいの木」

不登校の児童生徒に対して、集団生活に適応する力を育み、社会的自立や学校復帰を目指すための支援を行う施設。

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

心のテレホン

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365 日 24 時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

佐賀県いじめ防止基本方針

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県におけるさらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として平成26年9月に策定。国の基本方針の改定を踏まえ平成30年2月に改定した。

いじめホットライン

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365 日 24 時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

少年サポートセンター

県警察本部が設置した機関で、少年に関する悩みや困りごとの相談に応じ、不良行為少年や被害少年に対する継続補導や立ち直りのための支援活動を行っている。

学校評価

児童生徒がより良い教育活動を享受できるように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

IV 健やかな体を育む教育の推進

学校保健計画

学校保健安全法第5条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を 図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画で あり、毎年度、各学校が作成している。

学校保健委員会

学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員として構成されている。

学校安全計画

学校保健安全法第27条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

スポーツチャレンジ

小学生が運動に対する意欲を高め、仲間と共に運動に親しむ契機になることを目指して、クラス単位で記録に挑戦し、ウェブ上でランキングを競う運動。平成25年度からスタートし、種目は「8の字とび」「ドッジボールラリー」「みんなで輪くぐり」「オリンピック選手にちょうせん」「みんなでウォーキング」「たてわりでちょうせん8の字とび」「あくりょく」の7種目がある。

食に関する指導の全体計画

学校における食育の推進及び体力の向上を図るため、食に関する指導の目標や具体的な取組を明確にし、学校教育活動全体の中に適切に位置づけ、学校全体で効果的な指導が行われるよう作成する計画であり、毎年度、各学校が作成している。

V 多様なニーズに対応した教育の推進

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、 医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成 19 年 4 月の文部科 学省通知により、各学校で校務分掌に位置付けることが求められている。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、 自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に 学ぶ仕組みのこと。

就労支援コーディネーター

特別支援学校やハローワーク等の関係機関と連携しながら企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報の提供などについて働きかけを行うとともに、特別支援学校生徒の障害の特性や能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、特別支援学校の生徒の就労支援を担う。

センター的機能

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を発揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、「小・中学校等の教員への支援」「特別支援教育等に関する相談・情報提供」「障害のある幼児児童生徒への指導・支援」などがある。

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされている。

「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

英語コンテスト

佐賀県内の中学校、高等学校に在学する生徒を対象に、日頃の英語学習の成果を発表する機会を提供し、生徒の英語に対する興味・関心を高めること等を目的として実施されるコンテスト。県内の大会としては、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会佐賀県大会、高等学校英語ディベートコンテスト、高等学校英語スピーチコンテスト等がある。

スーパーグローバルハイスクール(SGH)

文部科学省の事業であり、高等学校等におけるグローバル人材育成に資する教育を通して、国際的な社会課題に対する関心と深い教養に基づく思考力・判断力、外国語によるコミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付けた、将来、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成を図るもの。

プロジェクトE

令和2年4月に、新型コロナウイルス感染拡大や非常変災に備え、1人1台端末の強みを生かし、学習機会を確保するために、オンライン教育に挑戦する「プロジェクトE」が始動。この「プロジェクトE」の流れの中にあって、令和3年度からICT活用教育を「プロジェクトE」と位置づけ、「教育方法や学校運営を営む教育活動全体のデジタル化により未来に向けて新しい価値を生み出していく子どもを育てる」ことを目的として、全県的に取り組んでいる。

佐賀県ICT活用教育推進協議会

佐賀県教育委員会と佐賀県内市町教育委員会とが相互に連携・協力し、全県規模でICTの活用による教育の情報化を推進する目的で設置し、ICT活用による教育の情報化の推進のための情報交換と施策連携に関する事業等を行う。委員は、佐賀県教育委員会教育長、全市町教育委員会教育長ほかで構成し、平成23年7月に設置。

夜間中学(中学校夜間学級)

元は、戦後の混乱期の中で、生活困窮等の理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された。近年は、日本国籍を有しない生徒が増加している(全体の約 8 割)。義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国において十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を実質的に保障するための重要な役割を果たしている。平成 28 年 12 月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を機に、各自治体において設置に向けた検討が進められており、令和 3 年 4 月現在、12 都府県に 36 校が設置されている。

VI 教育を支える人材の育成と環境の整備

育英資金

経済的理由で高校等への修学を断念することがないよう、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高等学校又は高等学校と同程度の学校に在学する者で一定の要件を満たす者に育英資金を貸与する制度。

教職員人事評価制度

平成26年5月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の2つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

教員育成指標

平成 28 年 11 月に公布された教育公務員特例法の一部を改正する法律において、公立学校の任命権者に策定が義務付けられた、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成・研修の基軸となる指針。文部科学大臣が定める「教員育成指標の策定に関する指針」を参酌し、任命権者と教員研修に協力する大学等をもって構成する教員育成協議会の中で協議等を行い、地域の実情に応じて策定することとなっており、これに基づき、平成 29 年度に「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」(教員育成指標)を策定した。任命権者は、この教員育成指標を基に、毎年度、教員研修計画を策定する。

教員研修計画

教員育成指標を踏まえた校長及び教員の研修を毎年度体系的かつ効果的に実施するための計画。

多忙化対策検討会

効率的な学校運営や業務改善、教職員の在校時間の縮減をはじめとした総労働時間の短縮に向けた方策を検討する会議。平成27年度までは各教育事務所が主体となって開催していたが、平成28年度からは県内の全市町教育委員会で検討会を設置し、業務改善等の検討がなされている。多くの市町において、検討会は、市町教育委員会職員、校長等管理職、教職員代表者などで構成される。

衛生委員会

労働安全衛生法第 18 条の規定に基づき、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場(各学校もそれぞれ一つの事業場となる。)ごとに設置し、労働者の健康障害の防止の基本対策等を調査・審議する委員会。毎月 1 回以上開催するようにしなければならない。委員会は、衛生管理者のうちから事業者が指名した者、産業医のうちから事業者が指名した者などから構成される。

教員業務支援員

教師が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、教師の業務の支援に従事し、負担軽減を図る支援スタッフである。

学校や教師が直面する課題が多様化・複雑化する中で、「学校における働き方改革」を推進し、教師が担う業務の役割分担・適正化を図るために不可欠な支援スタッフとして配置されている会計年度任用職員。

部活動指導員

部活動における実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会、練習試合等)の引率、用具・施設の点検・管理運営(会計管理等)、保護者への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応などを行う会計年度任用職員。

ストレスチェック

平成27年12月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、事業者に義務付けられた医師、保健師等による心理的負担の程度を把握するための検査。目的は、「労働者自身によるストレスへのセルフケアと、事業者によるストレス要因そのものの低減」にある。労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に実施義務があるが、佐賀県の県立学校においては、全校で実施している。

スーパーティーチャー

教員としての高い専門性に裏付けられた実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員を「スーパーティーチャー」として公に認証するとともに、その専門的な力量を所属校のみならず広く県内において活用することにより、佐賀県教員の指導力の向上を図ることを目的としている。

長期保全計画(個別施設計画)

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため策定する学校施設の特性に応じた個別施設計画。

教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方(目的、体制づくり、危機発生時の対応等)、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

危機管理マニュアル

各学校において、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、子どもの安全・安心を最優先に通常の安全対策、緊急時の対応を確実に行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画(新実施計画)

平成30年度から令和3年度までの生徒減少期や、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくための、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する計画。新実施計画は第1次と第2次を区分して策定。

新実施計画(第1次)

平成26年12月策定。早期に方針を決定し、準備に着手する必要がある県立高等学校の再編整備等について定めている。

新実施計画(第2次)

平成 28 年 12 月策定。更に調査や検証、協議等が必要な県立高等学校の再編整備等について定めている。

コミュニティ・スクール

学校と地域住民・保護者が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、ともに協働しながら子供たちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」を推進する仕組み。保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会が設置され、学校運営の基本方針を承認するなど、学校の教育活動などについて意見を述べる取組が行われる。

佐賀県コミュニティ・スクール研究大会

県内におけるコミュニティ・スクールの導入を推進するため、県教育委員会が開催するもの。市町教育委員会等を対象として、外部講師を招いた講演や先進事例の実践発表を行う。

公立高等学校就学支援金(支援金)

佐賀県立高等学校における授業料(全日制 月額 9,900 円、定時制 1 単位につき 1,560 円、通信制 1 単位につき 100 円)の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し支援金を支給する制度。

奨学のための給付金(給付金)

公立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高校生等がいる生活保護・非課税世帯(家計急変世帯を含む)に対し給付金を支給する制度。

施	施策体系・主な事業名	事	業	内	容	予 算 額	課・室名
	<u> </u>	B4 /#				4 年 度	
VΙ	教育活動を支える人材の育成と環境の	登佣 					
	大学院長期研修派遣費	修を行う。			とし、より高度で専門的な研 を業・理科教育教員派遣研	13,098	学校教育課
	部活動指導員活用事業費	公立中学校に部活動指 教員の負担軽減を図ると			により、部活動に従事する ペートを行う。	16,683	保健体育調
	公立学校業務デジタル化推進事業費	現在紙媒体で管理している。 ・服務管理システムの設計		の服務管理に関	する業務のシステム化を行	8,647	教職員課
	教員業務支援員配置事業費補助		ート・スタッフ)として配 負担軽減を図る。 i助		、地域の人材を教員業務支 門性を必要としない業務に	78,839	教職員課
	県立学校耐震改修促進事業費(神埼高校)	高校北側の学校用地(実	習田跡地)に移転改 舎の解体工事等を行 事 等	築を行ってきたと	江事について、神埼清明 ころ、令和3年8月に移転完	560,700	教育総務課
	長期保全整備事業費(中学校、高校、特別支援)	「佐賀県立学校施設長寿 全工事等を行い、施設の 【建築】屋上防水工事、外 【電気】消防設備更新工事 【衛生】給排水管改修工事	長寿命化を推進する ト壁改修工事 事	0	、学校施設の計画的な保	1,222,177	教育総務調
	教育情報システム運用事業費	教育情報システムの運 職員の負担軽減を図る。 ・システム運用保守 等	用を行い、情報セキュ	リティの強化、学	咬現場の利便性の向上、教	392,379	教育総務誤
	県立学校校内LAN設備費	県立学校の校内LAN環 ・校内LAN環境の更新 令		竟や校務に関する	5利便性の向上を図る。	1,288,503	教育総務調
	<主要事項> 【新規】県立学校における生理用品配置 事業費	理用品を準備できない生	:徒に対し、より安心し		方ない理由により事前に生 用できるようにする。	1,917	保健体育調
	育英資金貸付金(育英資金特別会計)	経済的理由により修学な 成する。 ・貸与額:基礎額 18,000F ・新規貸付枠:475人			らして、将来有為な人材を育	408,187	教育総務調

【巻末資料】持続可能な開発目標(SDGs)

SDG s の 17 の目標を記載しています。



世界を変えるための17の目標

出展:国連広報センター



「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」は、2001年に策定された ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

≪SDGs の17 のゴール 出典:外務省(仮訳)≫

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
- 目標9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 目標11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス を提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

【巻末資料】佐賀県教育大綱 2019

※全体版は佐賀県 HP で閲覧できます。

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

平成から令和の世へと、新しい時代が幕を開けました。

この新しい時代は、グローバル化・ボーダレス化の中でヒトやモノが世界を行き交い、また、ICT化が進み、様々な産業において第4次産業革命が一層進展していきます。さらに、人口減少や少子高齢化の急速な進行などに伴い、これまでの常識が当てはまらない予測不可能な未知の世界でもあります。

このような社会の変化を前向きに受け止め、若者たちが、自ら考え、行動していく力を身につけるため、教育においては、「知(確かな学力)」、「徳(豊かな心)」、「体(健やかな体)」とともに、佐賀への誇りとグローバルな視点を持って主体的に社会と関り、豊かさを創造していく「人」を育成することが求められています。

佐賀県には、幕末・維新期において、世界を見ながら新しい国づくりの原動力となった多くの人材を輩出した人づくりの伝統や、人と人の結びつきの強さなど、「人」を大切にしてきた歴史や風土があります。県では、県民の皆様が、佐賀の魅力に気づき、そこから生まれる佐賀への誇りを未来に向けたエネルギーにしたいとの思いで、明治維新から150年を機に「肥前さが幕末維新博覧会」を開催し、若者たちを中心に未来への志の種を蒔くことができました。

その維新博で、150年後の今を生きる人々へ送られた「変わらぬままであろうあの佐賀の空へ枝を広げる木々に、どうかあなたたちが水を与え続けていただきたい。そして願わくば、新たな種をまいていただきたい。」というメッセージには、これからの時代を創り出していく若者たちに「志」を持って生きてほしい、という願いが込められています。佐賀県の未来を切り拓いていくため、若者たちの胸に、佐賀への誇りと、何かを成し遂げたいという強い「志」を育んでまいります。

こうした想いのもと、知事と県教育委員会が連携・協力して、本県における教育、生涯学習、文化・スポーツの振興に関する施策を総合的に推進していくため、「佐賀県教育大綱2019」を策定しました。

県民の皆様が、志を持って、様々なところ様々な分野で輝いている、佐賀を基軸に未来を描いている、そういう佐賀県を見据えて、これからも人づくりにしっかりと取り組んでまいります。

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県教育大綱 2019

1 はじめに

(2) 位置づけ

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、本県の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定めるものです。

(3)計画期間

令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)までの4年間とします。

(4) 大綱の見直し

社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、佐賀県総合計画との整合を図りながら、 適宜、見直しを行います。

(5) 推進に当たっての姿勢

教育現場の制度、運用ルール等について、子どもたちのためになっているか、現場の実態と乖離がないか等を常に意識し、県民目線で議論を行うとともに、透明で信頼される教育行政を推進します。

施策の推進に当たっては、

- ・ 学ぶ人が活き活きと学び、教える人も現場で情熱と誇りをもって教えているなど、現場の人の思いが実現され、人が現場で輝いていること**〔現場〕**
- ・ 本来の目的を忘れることなく、何のためにやっているのかという目的意識を常に持って行動すること〔**ミッション**〕
- ・ 政策や事業を決定していく場合、県民の声を聴き、県民と議論を重ねることで信頼関係をつくること (プロセス)

を大切にします。

国際社会全体の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」について、その「誰一人取り残さない」という理念は、佐賀県総合計画の「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」という基本理念と方向性を同じくするものです。また、SDGs が掲げる17の目標は、未来を担う子どもたちを持続可能な社会の創り手として育むための重要な視点であることから、SDGsを意識しながら基本施策に取り組んでいきます。

2 取組の方向性

※各基本施策の【課題・対応】や【取組方針】は、全体版をご覧ください。

『教育分野』

基本施策 1 志を高める教育の推進

【目指す将来像】 子どもたちが佐賀への誇りを胸に、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、高い志をもって生き生きと活動している。

基本施策 2 確かな学力を育む教育の推進

【目指す将来像】 すべての子どもたちが、自分のよさや可能性に気付き、学校や家庭、地域に おいて、主体的に学習活動を行い、確かな学力を身につけている。

基本施策 3 豊かな心を育む教育の推進

【目指す将来像】 子どもたちが、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理 観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付けている。

基本施策 4 健やかな体を育む教育の推進

【目指す将来像】 子どもたちが、生涯にわたってたくましく生きるために、必要な健康や体力 並びに自らの安全を守るための能力を身につけている。

基本施策 5 多様なニーズに対応した教育の推進

【目指す将来像】 障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で一人一人のニーズに対応したきめ細かな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身に付けている。 次代を担う子どもたちが、国際化や情報化など社会情勢の進展に対応した資質、知識、技能、課題解決力を身に付け、多様な価値観を認め合っている。

基本施策 6 教育を支える人材の育成と環境の整備

【目指す将来像】 優秀な教職員が確保・育成されているとともに、安全・安心で質の高い学習 環境が確保されるなど、子どもたちの「生きる力」を育む教育を支える環境が 整備されている。

基本施策 7 佐賀の産業を支える人材の確保

【目指す将来像】 高等学校において、勤労意欲が醸成された優秀な人材が育成され、子どもたちが身につけた技能・技術を生かし、地域や企業に貢献し、社会を支える産業人材となり活躍している。

基本施策 8 私立学校の魅力づくり

【目指す将来像】 公教育の一翼を担っている私立学校が、自らの創意工夫により特色ある学校 づくりを進めており、今まで以上に子どもたちが行きたくなるような「魅力ある学校」になっている。

2 取組の方向性

基本施策 9 高等教育機関の充実

【目指す将来像】 県内の高等教育機関へ入学する者が増え、県の発展を支える高度で専門的な 人材が育成されており、佐賀への誇りと志を持った多くの若者が佐賀県に定着 し、様々な分野で活躍することで地域に活力をもたらしている。

『子育て分野』

基本施策10 子育てし大県"さが"の推進

【目指す将来像】 誰もが安心して楽しみながら子育てができ、次世代を担う子どもたちが骨太 で健やかに成長している。

『生涯学習分野』

基本施策11 ライフステージに応じたまなびの環境づくり

【目指す将来像】 学びたい人がライフステージに応じて、自ら主体的に学ぶことができ、学ん だことを活かして活躍することができている。

『文化分野』

基本施策12 多彩な文化芸術の振興

【目指す将来像】 県民が、多彩な文化芸術に出会い、鑑賞し、自ら文化芸術活動に取り組むと ともに、文化芸術を楽しむことで地域が賑わっている。

基本施策13 豊かな文化・歴史の継承と魅力発信

【目指す将来像】 佐賀県の有形・無形の文化的、歴史的資産が、適切に保存、活用、継承されており、それらの魅力が国内外で注目を集め、多くの県民が佐賀を誇りに思い、愛着を感じている。

『スポーツ分野』

基本施策14 トップアスリートの育成と地域が元気になるスポーツの推進

【目指す将来像】 SAGA スポーツピラミッド構想(SSP 構想)の推進に伴い、スポーツを「する、育てる、観る、支える」の各分野に好循環が生まれ、佐賀ゆかりのトップアスリートが世界で活躍するとともに、県民がそれぞれのスタイルでスポーツを楽しんでいるほか、様々なスポーツイベント等が開催され、県内外からの参加者と一体となって地域が賑わっている。